

印西市第1次基本計画（素案）
【令和3～7年度】

印 西 市

目次

第1章 基本計画の位置付け	1
1 基本計画の構成・期間	1
2 基本計画のマネジメント方針	1
第2章 印西市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	2
1 第2期印西市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定	2
2 総合計画との一体的な推進	2
3 目標人口の設定	3
4 第2期市総合戦略の基本目標と基本的方向	4
5 第2期市総合戦略と基本計画との関係	8
第3章 SDGsの達成に向けた取組の推進	9
1 SDGsの概要	9
2 総合計画との一体的な推進	9
3 SDGsの達成に向けた取組内容	10
第4章 分野別計画	12
1 施策体系	12
2 施策ページの見方	13
第5章 財政計画（財政フレーム）	75
資料編	76
策定経緯	76
関係条例	78
諮問・答申	80
市民会議・中学生会議・若手職員会議の概要	81
用語解説	84
市民憲章	90

第1章 基本計画の位置付け

1 基本計画の構成・期間

第1次基本計画は、基本構想の「まちづくりの基本的な方針」の「政策の大綱」に掲げた「政策」の実現に向けた方向性を示す「施策」を体系的に整理したもので、5つの政策に対応した30の施策で構成する分野別計画、「第2期印西市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進」、「SDGsの達成に向けた取組の推進」、「財政計画（財政フレーム）」で構成します。

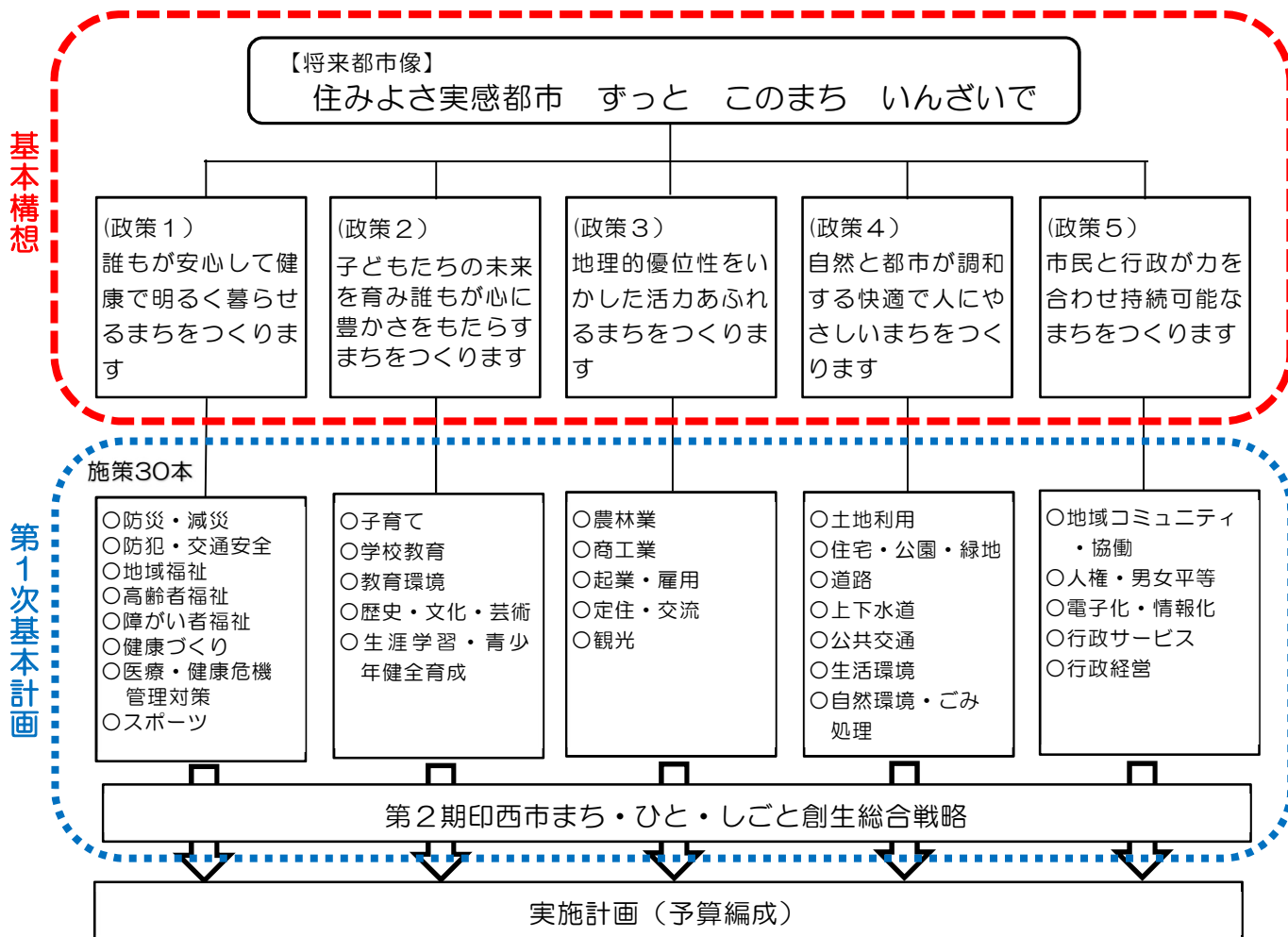
計画期間は基本構想の前期となる令和3年度から令和7年度までの5か年とします。

2 基本計画のマネジメント方針

第1次基本計画に掲げる施策を推進していくため、今後市が取り組む主な事業については、財政状況などを勘案しながら実施計画を策定し、毎年の予算編成の指針とすることで、第1次基本計画の実効性を担保します。

また、計画の着実かつ効果的な実行を図るため、PDCA サイクルに基づき、成果指標の達成状況などから計画の進捗状況を把握し、継続的な見直しを行っていきます。

【印西市総合計画における基本計画の位置付け】



第2章 印西市まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進

1 第2期印西市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定

印西市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「市総合戦略」という。）は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき策定する地方版の総合戦略です。

市では、平成28年3月に第1期市総合戦略（平成27年度～令和2年度 ※1年間延長）を策定し、安定した雇用の創出、新しい人の流れをつくる取組、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる取組など、地方創生につながる取組を推進してきました。

第2期市総合戦略は、国及び県の第2期総合戦略を勘案するとともに、第1期市総合戦略との継続性を加味して策定するものとし、計画期間は、基本計画の計画期間と同様に令和3年度から令和7年度までの5か年とします。

2 総合計画との一体的な推進

印西市総合計画策定基本方針（平成30年9月策定）では、新たに策定する、第2期市総合戦略は、人口減少に歯止めをかけ、地域の持続的な成長をめざすものとして、総合計画の施策を分野横断的に抽出した性格を有することから、総合計画と一体的に策定し、推進することとしています。

基本計画における施策との関連性を示すとともに、数値目標及びKPI（重要業績評価指標）を設定し、取組の着実な推進を図ります。

3 目標人口の設定

第2期市総合戦略の推進にあたり、本市が目指すべき目標人口を設定します。

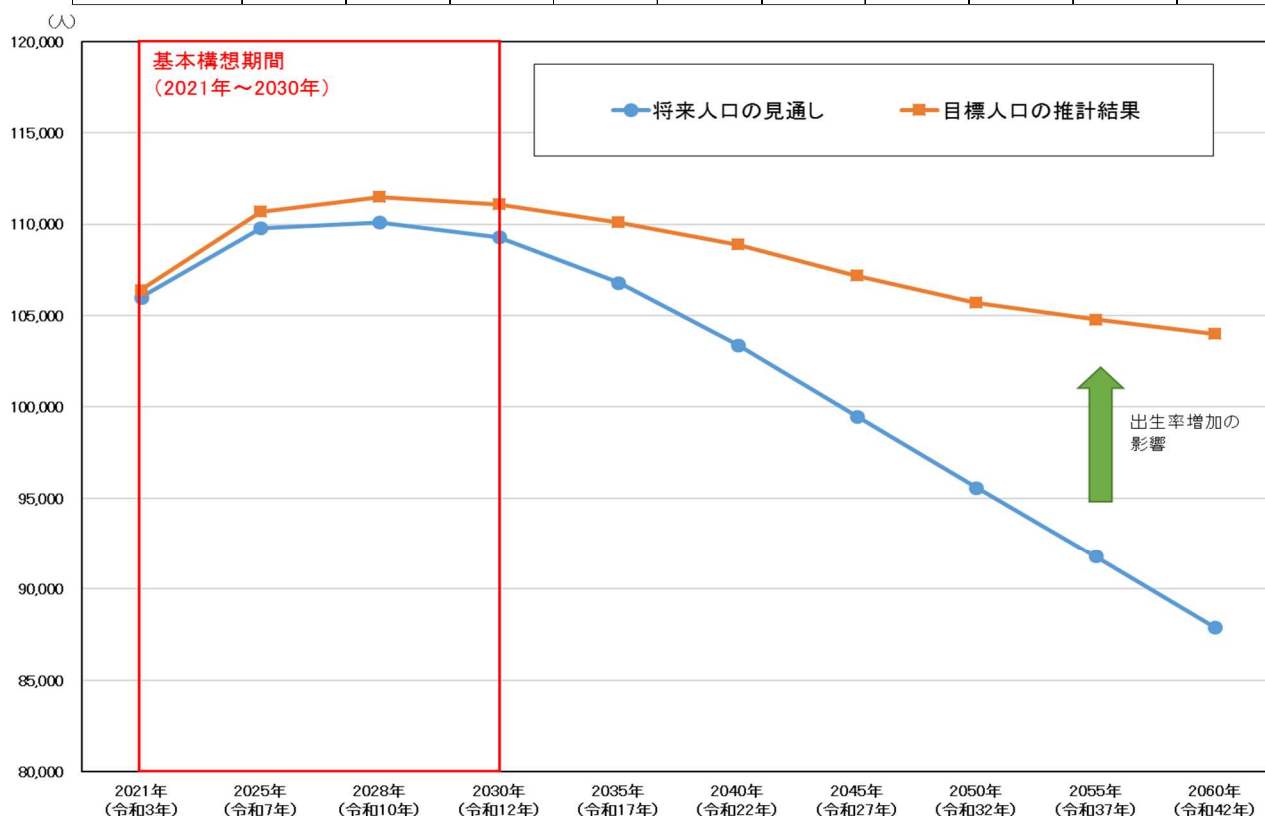
本市における将来人口の推計は、計画策定時における出生状況が維持されると仮定して推計した、基本構想の「将来人口の見通し」が基本となります。

目標人口は、第2期市総合戦略が円滑に遂行されることにより、本市の合計特殊出生率が国の目指す水準まで上昇した場合の人口を推計し、設定するものとします。

本市の合計特殊出生率は、平成28年（2016年）まで1.2～1.4の間で推移し、平成29年（2017年）に1.44、平成30年（2018年）に1.56と上昇しています。今後、出生率の上昇を図る取組を進めていくことにより、出生率を国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年度改訂版）」の目標値（合計特殊出生率が令和12年（2030年）に1.8、令和22年（2040年）に2.07）まで引き上げることを目指します。

【目標人口の推計結果と将来人口の見通しの比較】

	2021年 (令和3年)	2025年 (令和7年)	2028年 (令和10年)	2030年 (令和12年)	2035年 (令和17年)	2040年 (令和22年)	2045年 (令和27年)	2050年 (令和32年)	2055年 (令和37年)	2060年 (令和42年)
目標人口の推計結果	106,400	110,700	111,500	111,100	110,100	108,900	107,200	105,700	104,800	104,000
将来人口の見通し	106,000	109,800	110,100	109,300	106,800	103,400	99,500	95,600	91,800	87,900



目標人口のピークは、基本構想の将来人口の見通しと同じ令和10年（2028年）となりますが、その後の減少傾向は、将来人口の見通しよりも緩やかであり、令和42年（2060年）においては、平成30年（2018年）と同水準の約10万人を維持することとなります。

上記に基づき、令和42年（2060年）時点で10万人程度の人口維持を目標とします。

4 第2期市総合戦略の基本目標と基本的方向

目標人口を達成するため、国及び県の総合戦略を勘案するとともに、第1期市総合戦略の継続性を加味し、4つの基本目標及び基本目標を実現するための基本的方向を定め、積極的に推進します。

なお、各基本目標において設定する数値目標は、第1期市総合戦略の数値目標の指標を用いて設定し、また、KPIは、基本計画との関連性が強い施策の指標を用いて設定します。

基本目標① 安定した雇用を創出する

○基本的方向

首都圏及び成田国際空港への近接性と強固な地盤による安全性という地理的優位性を活かした企業立地や起業支援などを進めるとともに、農業、商工業などの地域産業の活性化を図るなど、安定した雇用を創出するための取組を推進します。

○数値目標

指標名（単位）	現状値 （最新年度）	目標値 （令和7年度）
市内従業者数（人）	29,749 （平成28年）	34,000
製造業従業者数（人）	1,212 （令和元年）	1,800

○具体的な施策

- ① 職住近接につながる企業誘致・起業の支援
- ② 商工業の活力の維持・向上
- ③ 付加価値の高い農業の振興
- ④ 働く意欲をかなえる就労支援

○KPI（重要業績成果指標）

指標名（単位）	現状値 （最新年度）	目標値 （令和7年度）
農業産出額（千万円）	766 （平成29年度）	770
認定農業者数及び認定新規就農者（経営体）	67 （令和元年度）	77
小売業の年間商品販売額（百万円）	126,101 （平成28年度）	189,700

基本目標② 新しいひとの流れをつくる

○基本的方向

効果的なシティプロモーションを展開することで、さらなる知名度の向上を図り、本市に関心を持ってもらうとともに、市内外において、「いんざい」を応援するひとを増やす取組を進めます。

また、市外からの移住・定住を促進するとともに、本市に多種多様な形で関わる関係人口の創出・拡大を図るなど、新しいひとの流れをつくるための取組を推進します。

○数値目標

指標名（単位）	現状値 （最新年度）	目標値 （令和7年度）
人口の社会増（人）	2,149 （令和元年度）	1,800以上

○具体的な施策

- ① 新たな魅力の創出と効果的な魅力発信によるシティプロモーション
- ② 働き方・生活様式の変化に応じた定住・移住の推進
- ③ 魅力ある地域資源を活用した交流、関係人口の創出・拡大

○K P I（重要業績成果指標）

指標名（単位）	現状値 （最新年度）	目標値 （令和7年度）
市の認知度（％）	64.2 （平成30年度）	80
観光客入込客数（人）	1,063,688 （令和元年度）	1,100,000

基本目標③ 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

○基本的方向

バランスのとれた人口構成を維持するため、長期的な視点に立って結婚、妊娠・出産、子育ての各段階におけるニーズに対応した対策を講じるなど、結婚・出産・子育ての希望をかなえるための取組を推進します。

また、子どもを取り巻く社会環境がめまぐるしく変化している中で、次代を担う子どもたちを育成するため、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体の調和を図り、生きる力を育む教育を推進します。

○数値目標

指標名（単位）	現状値 （最新年度）	目標値 （令和7年度）
年少人口比率（％）	15.7 （平成30年）	17.2

○具体的な施策

- ① 結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくり
- ② 妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援
- ③ 地域で子育てを支援する環境の整備
- ④ 個性豊かな子どもを育む教育の充実

○KPI（重要業績成果指標）

指標名（単位）	現状値 （最新年度）	目標値 （令和7年度）
合計特殊出生率	1.56 （平成30年）	1.70
保育園の待機児童数（人）	20 （令和元年度）	0
学童クラブの待機児童数（人）	25 （令和元年度）	0
全国学力・学習状況調査における全国平均100に対する相対値	100.7 （令和元年度）	103
学校評価（学校の施設・設備に関する項目について）における保護者・児童生徒・教職員の肯定的回答率（％）	76.9 （令和元年度）	80

基本目標④ ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

○基本的方向

本市を訪れたい、住みたいと思えるような地域をつくるため、都市機能、日常生活のサービス機能を維持・確保するとともに、地域資源を最大限に活かし、地域の活性化と魅力向上を図ります。

また、市民が安心して暮らすことができるよう、医療・福祉サービスなどの機能を確保し、生涯現役の社会づくりを推進するとともに、防災・減災対策を強化するなど、ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域づくりを推進します。

○数値目標

指標名（単位）	現状値 （最新年度）	目標値 （令和7年度）
要支援・要介護認定率（％）	13.2 （令和元年）	14.3以下

○具体的な施策

- ① 安全・安心に暮らせる環境の確保
- ② 生活に必要なサービス、機能の維持・向上
- ③ ICT を活用した行政サービスの向上

○KPI（重要業績成果指標）

指標名（単位）	現状値 （最新年度）	目標値 （令和7年度）
市民の自助備蓄割合（％）	—	50
市内での交通事故発生件数(件)	208 （令和元年）	190
市内での犯罪認知件数（件）	575 （令和元年）	520
65歳健康寿命（要介護2以下）	男性83.37歳 女性85.85歳 （平成28年）	男性84.1歳 女性86.4歳
交通不便地域数（地域（字））	10 （令和元年）	5
公共施設予約の電子申請数（件）	25,354 （令和元年度）	28,000

5 第2期市総合戦略と基本計画との関係

政策名	No.	施策名	第2期市総合戦略との関係			
			基本 目標 ①	基本 目標 ②	基本 目標 ③	基本 目標 ④
1. 誰もが安心して健康で明るく暮らせるまちをつくります 【安全・安心・健康福祉】	1	防災・減災対策の強化				○
	2	防犯・交通安全対策の強化				○
	3	地域共生社会の実現				○
	4	高齢者の生活支援				○
	5	障がいのある人の自立支援と社会参加の促進		○		○
	6	健康づくりの推進				○
	7	医療体制・健康危機管理対策の充実				○
	8	スポーツ活動の推進				○
2. 子どもたちの未来を育み誰もが心に豊かさをもたらすまちをつくります 【子育て・教育・文化】	1	子育て支援の充実			○	
	2	学校教育の充実			○	
	3	教育環境の整備・充実			○	
	4	歴史・文化の保護・活用と芸術活動の振興				○
	5	生涯学習の推進と青少年の健全育成			○	
3. 地理的優位性をいかした活力あふれるまちをつくります 【産業・交流】	1	農林業の振興	○			
	2	商工業の振興	○			
	3	起業・雇用の促進	○			
	4	定住交流の促進		○		
	5	観光資源の活用と観光の振興		○		
4. 自然と都市が調和する快適で人にやさしいまちをつくります 【まちづくり・生活環境】	1	適正な土地利用の推進				○
	2	緑あふれる居住環境の実現				○
	3	道路環境の充実				○
	4	上下水道事業の安定的な運営				○
	5	公共交通の充実		○		○
	6	快適な生活環境の実現				○
	7	自然との共生の実現				○
5. 市民と行政が力を合わせ持続可能なまちをつくります 【住民自治・協働・行財政】	1	市政への参加と地域活動の推進				○
	2	人権尊重と男女共同参画社会の実現				○
	3	行政の電子化・情報化の推進		○		○
	4	市民サービスの充実				○
	5	持続可能な行財政経営の実現				○

※凡例：基本計画の施策と関連性のある主な第2期市総合戦略の基本目標を○で示しています。

第3章 SDGsの達成に向けた取組の推進

1 SDGsの概要

SDGsは、英語の「^{サステイナブル}Sustainable ^{ディベロップメント}Development ^{ゴールズ}Goals」の略で、日本語で「持続可能な開発目標」といいます。SDGsは先進国、開発途上国すべての国々を含めた全世界共通の目標として、2015年9月に開催された国連総会で採択されました。SDGsの達成には国際機関、国、産業界、自治体と一般市民が一丸となって取り組むことが求められています。

SDGsは、17のゴールを頂点に、より具体的で詳細な169のターゲットにより構成されています。



2 総合計画との一体的な推進

SDGsは全世界共通の目標として全てのひとや団体が意識を持って取り組む必要がありますが、特に自治体の責任と役割が重要となっています。また、SDGsは経済・社会・環境の統合的な取組を推進し持続可能な住みやすい環境を目指すものであり、本市の将来都市像である「住みよさ実感都市 ずっと このまち いんざいで」の実現に向けた取組と重なる部分が多く、施策を推進するうえで相乗効果も期待できることから、総合計画と一体的に推進するものです。

3 SDGs の達成に向けた取組内容

本市が総合計画で取り組む施策は、SDGs の目指す17のゴールと同じ方向性であるため、本市の30の施策について、関係する主な SDGs のゴールを整理しました。

各施策と SDGs の目標を関連付け、相互の目標達成に向けた一体的な取組を進めます。

政策名	No.	施策名	関係する SDGs
1. 誰もが安心して健康で明るく暮らせるまちをつくります 【安全・安心・健康福祉】	1	防災・減災対策の強化	1 気候変動に 適応する 11 気象災害に 対応する 13 気候変動に 対応する 17 パートナシップで 目標を達成しよう
	2	防犯・交通安全対策の強化	3 すべての人に 健康と福祉を 16 平和と公正を すべての人に 17 パートナシップで 目標を達成しよう
	3	地域共生社会の実現	1 気候変動に 適応する 10 人や国の不平等 をなくそう 11 気象災害に 対応する 16 平和と公正を すべての人に 17 パートナシップで 目標を達成しよう
	4	高齢者の生活支援	1 気候変動に 適応する 3 すべての人に 健康と福祉を 11 気象災害に 対応する
	5	障がいのある人の自立支援と 社会参加の促進	1 気候変動に 適応する 3 すべての人に 健康と福祉を 8 働きがいも 経済成長も 10 人や国の不平等 をなくそう 11 気象災害に 対応する
	6	健康づくりの推進	2 健康を 増進する 3 すべての人に 健康と福祉を 11 気象災害に 対応する
	7	医療体制・健康危機管理対策 の充実	3 すべての人に 健康と福祉を 11 気象災害に 対応する
	8	スポーツ活動の推進	3 すべての人に 健康と福祉を 17 パートナシップで 目標を達成しよう
2. 子どもたちの未来を育み誰もが心に豊かさをもたらすまちをつくります 【子育て・教育・文化】	1	子育て支援の充実	1 気候変動に 適応する 2 健康を 増進する 3 すべての人に 健康と福祉を 4 質の高い教育を みんなに 5 ジェンダー平等を 促進しよう 8 働きがいも 経済成長も 10 人や国の不平等 をなくそう 11 気象災害に 対応する 16 平和と公正を すべての人に 17 パートナシップで 目標を達成しよう
	2	学校教育の充実	4 質の高い教育を みんなに
	3	教育環境の整備・充実	1 気候変動に 適応する 4 質の高い教育を みんなに 7 エネルギーも みんなに 11 気象災害に 対応する
	4	歴史・文化の保護・活用と芸術活動の振興	4 質の高い教育を みんなに 11 気象災害に 対応する
	5	生涯学習の推進と青少年の健全育成	4 質の高い教育を みんなに 11 気象災害に 対応する

政策名	No.	施策名	関係するSDGs
3. 地理的優位性をいかした活力あふれるまちをつくります 【産業・交流】	1	農林業の振興	2 気候変動に具体的な対策を 8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 15 陸の豊かさを守ろう
	2	商工業の振興	8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 17 パートナリシップで目標を達成しよう
	3	起業・雇用の促進	8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 10 人や国の不平等をなくそう 17 パートナリシップで目標を達成しよう
	4	定住交流の促進	11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナリシップで目標を達成しよう
	5	観光資源の活用と観光の振興	8 働きがいも経済成長も
4. 自然と都市が調和する快適で人にやさしいまちをつくります 【まちづくり・生活環境】	1	適正な土地利用の推進	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 15 陸の豊かさを守ろう 17 パートナリシップで目標を達成しよう
	2	緑あふれる居住環境の実現	11 住み続けられるまちづくりを 15 陸の豊かさを守ろう
	3	道路環境の充実	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを
	4	上下水道事業の安定的な運営	1 貧困をなくそう 6 安全な水とトイレを世界中に 14 海の豊かさを守ろう
	5	公共交通の充実	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを
	6	快適な生活環境の実現	3 すべての人に健康と福祉を 6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくばない資源を 15 陸の豊かさを守ろう 17 パートナリシップで目標を達成しよう
	7	自然との共生の実現	3 すべての人に健康と福祉を 6 安全な水とトイレを世界中に 7 持続可能なエネルギーを 8 働きがいも経済成長も 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 11 住み続けられるまちづくりを 12 つくばない資源を 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 17 パートナリシップで目標を達成しよう
5. 市民と行政が力を合わせ持続可能なまちをつくります 【住民自治・協働・行財政】	1	市政への参加と地域活動の推進	11 住み続けられるまちづくりを 16 平和と正義を 17 パートナリシップで目標を達成しよう
	2	人権尊重と男女共同参画社会の実現	5 ジェンダー平等を促進しよう 10 人や国の不平等をなくそう 16 平和と正義を
	3	行政の電子化・情報化の推進	16 平和と正義を 17 パートナリシップで目標を達成しよう
	4	市民サービスの充実	5 ジェンダー平等を促進しよう 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナリシップで目標を達成しよう
	5	持続可能な行財政経営の実現	5 ジェンダー平等を促進しよう 8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう 11 住み続けられるまちづくりを 17 パートナリシップで目標を達成しよう

第4章 分野別計画

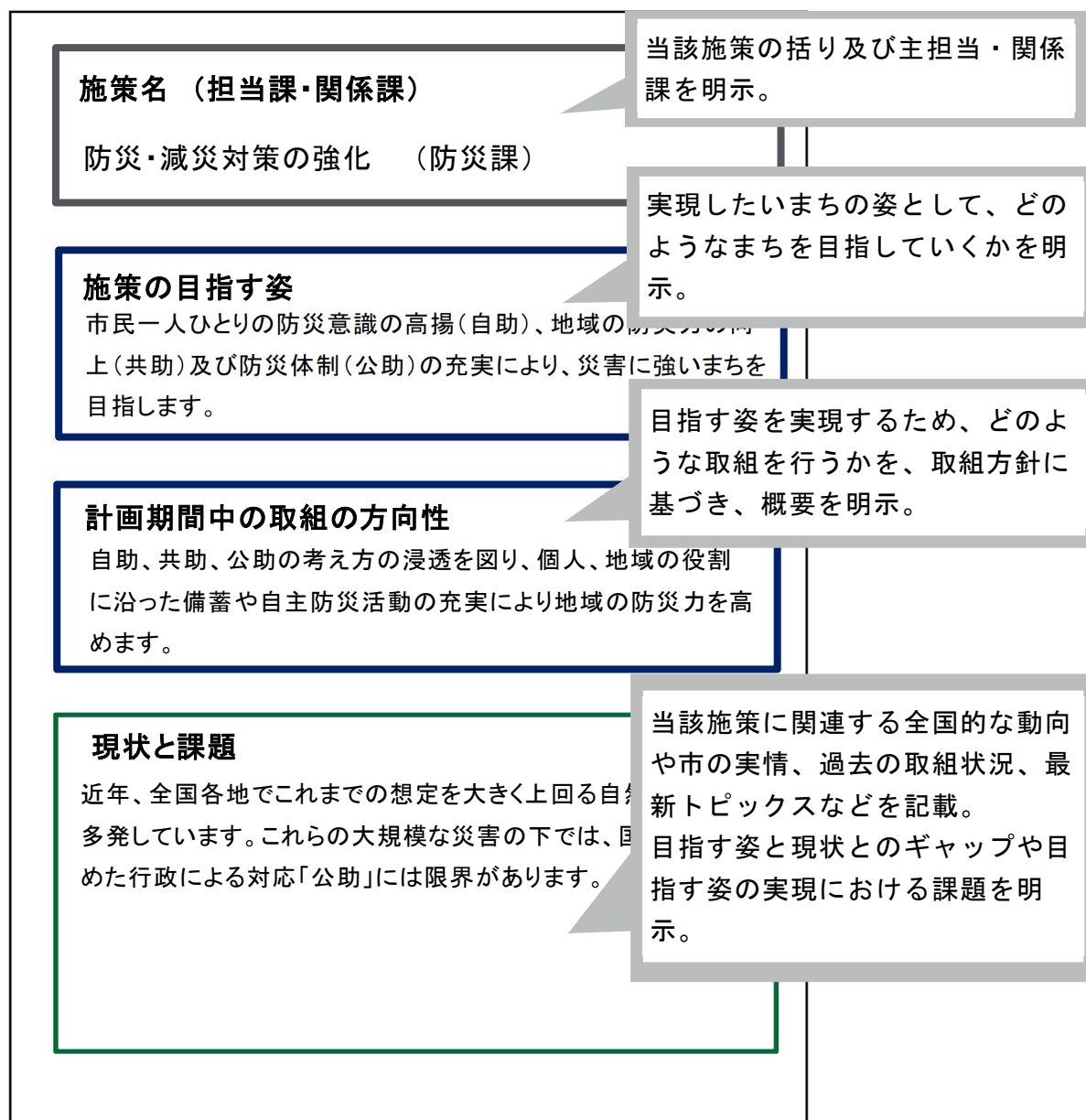
1 施策体系

分野別計画では、基本構想に掲げた5つの「政策」を実現するための施策を設定し、体系的に取り組みます。

政策名		施策名	担当課	頁
1. 誰もが安心して健康で明るく暮らせるまちをつくります 【安全・安心・健康福祉】	1	防災・減災対策の強化	防災課	15
	2	防犯・交通安全対策の強化	市民活動推進課	17
	3	地域共生社会の実現	社会福祉課	19
	4	高齢者の生活支援	高齢者福祉課	21
	5	障がいのある人の自立支援と社会参加の促進	障がい福祉課	23
	6	健康づくりの推進	健康増進課	25
	7	医療体制・健康危機管理対策の充実	健康増進課	27
	8	スポーツ活動の推進	スポーツ振興課	29
2. 子どもたちの未来を育み誰もが心に豊かさをもたらすまちをつくります 【子育て・教育・文化】	1	子育て支援の充実	子育て支援課	31
	2	学校教育の充実	指導課	33
	3	教育環境の整備・充実	学務課	35
	4	歴史・文化の保護・活用と芸術活動の振興	生涯学習課	37
	5	生涯学習の推進と青少年の健全育成	生涯学習課	39
3. 地理的優位性をいかした活力あふれるまちをつくります 【産業・交流】	1	農林業の振興	農政課	41
	2	商工業の振興	商工観光課	43
	3	起業・雇用の促進	商工観光課	45
	4	定住交流の促進	シティプロモーション課	47
	5	観光資源の活用と観光の振興	商工観光課	49
4. 自然と都市が調和する快適で人にやさしいまちをつくります 【まちづくり・生活環境】	1	適正な土地利用の推進	都市計画課	51
	2	緑あふれる居住環境の実現	建築指導課	53
	3	道路環境の充実	建設課	55
	4	上下水道事業の安定的な運営	水道課	57
	5	公共交通の充実	交通政策課	59
	6	快適な生活環境の実現	環境保全課	61
	7	自然との共生の実現	環境保全課	63
5. 市民と行政が力を合わせ持続可能なまちをつくります 【住民自治・協働・行財政】	1	市政への参加と地域活動の推進	市民活動推進課	65
	2	人権尊重と男女共同参画社会の実現	市民活動推進課	67
	3	行政の電子化・情報化の推進	管財課	69
	4	市民サービスの充実	市民課	71
	5	持続可能な行財政経営の実現	総務課	73

2 施策ページの見方

30の施策ごとに目指すまちの姿を掲げ、その実現に向けた成果指標を設定しています。
また、各施策の現状と課題を整理し、取組の方向性、取組方針、SDGsとの関係を示します。



当該施策の取組内容が、SDGs のどのゴールに該当するかをアイコンで明示。

SDGs で関係するゴール



成果指標

※目指す姿の実現状況を客観的に説明し、計画の進捗管理に用いる。

施策の目指す姿の実現状況を客観的に説明し、計画の進捗を管理。

取組方針

方針①防災意識の高揚や地域における防

○防災訓練化の参加促進や防災メールシ
利用促進などを通じて市民の防災意識のさらなる高揚を
図るとともに、家庭内における備蓄（自助備蓄）や地域で
の備蓄（共助備蓄）の普及啓発を図ります。

計画期間における主要な事業、重点的な取組について、具体的な内容を記載。

方針②防災・減災基盤の充実（公助）

○防災情報の迅速かつ的確な伝達の

基本計画の実現のために、施策に関連する個別計画の計画名称を記載。

関連計画（個別計画）

印西市地域防災計画

番号	1-1	施策名:防災・減災対策の強化
----	-----	----------------

担当課	防災課	関係課	
-----	-----	-----	--

■施策の目指す姿

市民一人ひとりの防災意識の高揚(自助)、地域の防災力の向上(共助)及び防災体制の充実(公助)により、災害に強いまちを目指します。

■計画期間中の取組の方向性

自助、共助、公助の考え方の浸透を図り、個人、地域の役割に沿った備蓄や自主防災活動の充実により地域の防災力を高めます。また、市民への防災情報の提供、避難所や防災倉庫など防災・減災活動の基盤となる施設などの充実を図るとともに、平時、災害時を問わず迅速かつ的確に消防・救急活動が行えるよう、消防・救急体制の維持、拡充を図ります。

■現状と課題

- 大規模な災害の下では、国、県を含めた行政による対応「公助」には限界があります。このような状況下において、被害を最小限に抑えるためには、平時から自分の身は自分で守る「自助」と自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の取組が必要不可欠です。そのため、地域住民が協力して防災活動を行うための組織づくりや防災活動に必要な資機材の整備、充実が求められています。
- 新型コロナウイルスの感染拡大や令和元年の台風15号など、想定を超える災害が発生している中で、こうした状況にも対応できる避難所開設や物資の備蓄、非常用電源や飲料水の確保などの防災基盤の整備が求められています。また、被災時にできるだけ早い復旧が図れるよう、他自治体や民間事業者などとの災害時応援協定の締結についても促進していく必要があります。
- 災害時などの情報伝達手段として防災行政無線は大きな役割を担っていますが、大雨の際など屋外からの音声が届きにくいなどの課題が全国的にも問題となっており、迅速かつ的確に情報が行き届く伝達手段の整備が求められています。
- 地域の防災活動の中核を担う消防団は、全国的にもその団員数は年々減少傾向にあり、併せて高齢化が問題となっています。当市においても例外ではないことから、団員確保を進めるとともに消防団が安全かつ機能的に活動できる環境づくりが必要です。



■成果指標

指標名(単位)	指標の算定方法 (出典元)	現状値 (最新年度)	目標値 (令和7年度)
防災・減災対策に関して満足している人の割合(%)	「満足」と「やや満足」の合計 (市民満足度重要度調査結果)	57.0 (平成29年度)	67
市民の自助備蓄割合(%)	水・食料7日分を備蓄している 市民の割合 (防災課による調査結果)	—	50
消防団員の充足率(%)	実績値 (防災課の把握数)	79.5 (令和元年度)	80

■取組方針

方針①: 防災意識の高揚や地域における防災力の向上(自助・共助)

- 防災訓練の参加促進や防災メールシステムの利用促進などを通じて市民の防災意識のさらなる高揚を図るとともに、家庭内における備蓄(自助備蓄)や地域での備蓄(共助備蓄)の普及啓発を図ります。
- 組織率の低い地域を中心に自主防災組織の設立に努めるとともに、防災訓練や防災リーダーなどの育成に関する研修などを実施し、また、関係機関と連携した防災体制の構築など地域防災力の強化に向けた取組を進めます。

方針②: 防災・減災基盤の充実(公助)

- 防災情報の迅速かつ的確な伝達の多様化に向けた検討など情報伝達方法の改善を図るとともに、防災行政無線システムを計画的に更新していきます。
- 感染症に配慮した避難所の確保に努めるとともに、非常用電源や災害用トイレの多様化、暑さ対策など、公助備蓄に対応するための防災拠点の整備や避難所の環境衛生の向上を図ります。
- 災害時における飲料水及び生活用水を確保するための災害用井戸の整備を計画的に進めるとともに、災害時協力井戸制度の普及、啓発に努めます。

方針③: 消防・救急体制の維持・拡充

- 火災や事故のほか、複雑、多様化する災害に迅速かつ的確に対応するため、関係機関と連携し、消防救急体制の維持・拡充を図ります。
- 消防団員を確保するため、機能別消防団員制度の普及、啓発を図るとともに、消防団が、より安全かつ機能的に活動に従事できるよう消防車両や資機材、消防水利などを計画的に整備、充足させていきます。

■関連計画(個別計画)

計画名	計画期間
印西市地域防災計画	平成27年度～

番号	1-2	施策名：防犯・交通安全対策の強化	
担当課	市民活動推進課	関係課	土木管理課、商工観光課

■施策の目指す姿

犯罪や交通事故などがなく、安全安心に暮らせるまちを目指します。

■計画期間中の取組の方向性

市民の一人ひとりの防犯や交通安全意識の高揚を図るとともに、市民、各種団体、関係機関及び行政が協力・連携し、犯罪の抑止及び交通事故の防止に向けた取組を推進します。

さらに、近年、悪質化、巧妙化が進んでいる特殊詐欺や契約に関するトラブルに巻き込まれないよう、情報提供や相談体制の充実を図ります。

■現状と課題

- 本市においては、刑法犯(窃盗犯)の認知件数は減少傾向にあるものの、高齢世帯の増加などが見込まれる中で、地域社会で市民相互が協力し、防犯に取り組むことが求められています。
- 人口千人当たりの交通事故死亡者数は類似団体の中では低い水準にあり、市内の交通人身事故の発生件数は減少傾向にあるものの、人口増加や都市化の進展に伴う交通量の増加など、道路交通事情は大きく変化していることから、交通マナーの向上を図るとともに、交通安全施設の設置など交通危険箇所への早期対応が求められています。
- 高齢者の人口増加とともに、交通事故全体に占める高齢運転者の事故割合が高く、また、昨今、全国的に高齢運転者の運転操作の誤りによる重大な交通事故が発生していることから、高齢運転者の交通事故防止対策が必要です。
- 特殊詐欺などの手口が巧妙化しており、また、高齢者やインターネットに関するトラブルが増加している現状を踏まえ、消費者トラブルの被害防止を図るため、相談体制の充実が必要です。



■成果指標

指標名(単位)	指標の算定方法 (出典元)	現状値 (最新年度)	目標値 (令和7年度)
防犯・交通安全対策に関して満足している人の割合(%)	「満足」と「やや満足」の合計 (市民満足度重要度調査結果)	51.7 (平成29年度)	62
市内での交通事故発生件数(件)	実績値 (千葉県警察の公表値)	208 (令和元年)	190
市内での犯罪認知件数(件)	実績値 (千葉県警察の公表値)	575 (令和元年)	520
特殊詐欺などの被害防止件数(件)	実績値 (印西市消費生活センター報告書)	20 (令和元年度)	50

■取組方針

方針①: 防犯対策の推進

- 関係機関と連携した講習会の実施や市民安全センターにおける防犯に関する指導・相談や情報提供などにより、市民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ります。
- 市民、事業者、警察等関係機関と協働した防犯活動や、青色パトロール車による巡回、防犯設備の設置など、犯罪抑止に向けた取組を推進します。

方針②: 交通安全対策の推進

- 交通安全パトロールや交通安全教室の実施などにより、市民の交通安全に対する意識の高揚を図るとともに、高齢運転者の交通事故防止に向けた支援を行います。
- 歩行者や自転車利用者などの安全確保を図るため、道路反射鏡や区画線などの交通安全施設の必要な整備を進めるとともに、横断歩道の設置・補修を警察に要望するなど、通学路等の安全確保に努めます。

方針③: 消費者被害の防止

- 市民が消費生活での契約トラブルなどの被害に遭わないよう啓発活動を行うとともに、印西市消費生活センターを中心とした関係機関の連携強化を図り、苦情や相談に対する的確な対応及び早期解決の支援を行います。

■関連計画(個別計画)

計画名	計画期間
第10次印西市交通安全計画	平成28年度～令和2年度
第2次印西市自転車安全総合推進計画	令和元年度～令和5年度

番号	1-3	施策名:地域共生社会の実現
----	-----	---------------

担当課	社会福祉課	関係課	高齢者福祉課、障がい福祉課、子育て支援課
-----	-------	-----	----------------------

■施策の目指す姿

地域福祉を担う市民・団体・行政などの連携による地域での支え合いにより、すべての人たちが安心して暮らせるまちを目指します。

■計画期間中の取組の方向性

地域共生社会の実現に向け、地域福祉の担い手となる人材・団体などを確保・育成するとともに、地域課題に対して横断的に対応することができる地域福祉支援ネットワークや相談体制を構築することで、複雑かつ多様化する地域課題の解決に向けた取組を進めます。

■現状と課題

- 高齢化や地域における相互扶助が希薄するなど、生活領域における支え合いの基盤が弱まっている中で、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代を超えつながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会の構築が求められています。
- 「市民」はまちづくりの主役であり、地域福祉の推進には、市民が主体となった地域福祉活動が不可欠です。高齢化の進展や人間関係の希薄化等により、「共助」の重要性がより高まっている中で、確実に地域福祉体制を維持するためには、地域福祉活動の担い手となる人材の確保・育成が必要です。
- 地域に住む人たちが抱える課題は、「介護」「障がい」「子育て」「困窮」等多岐に渡り、かつ複雑化・複合化してきています。高齢化等により、支援を必要とする人の増加も懸念される中で、これまでの縦割り型の支援体制では対応に限界があることから、地域における包括的な支援体制の構築が求められています。
- 近年、大規模な自然災害の発生や新手の特殊詐欺・サイバー犯罪が増加する等、市民の安全を脅かす要因が増加している中、特に、高齢者や障がい者等の支援が必要な人に被害が集中する傾向が見受けられます。



■成果指標

指標名(単位)	指標の算定方法 (出典元)	現状値 (最新年度)	目標値 (令和7年度)
地域共生社会の実現に関して満足している人の割合(%)	「満足」と「やや満足」の合計 (市民満足度重要度調査結果)	40.7 (平成29年度)	51
ボランティアセンター登録者数(人)	実績値 (社会福祉課の把握数)	1,264 (令和元年度)	2,000
地域支援ネットワーク構築地区数(地区)	実績値 (社会福祉課の把握数)	0 (令和2年度)	5
福祉の総合相談窓口の設置数(箇所)	実績値 (社会福祉課の把握数)	0 (令和2年度)	2

■取組方針

方針①:市民の福祉意識向上と人材確保・育成

○福祉教育の推進や市民に対する意識啓発・情報提供などを通じて、市民の福祉意識の向上を図りながら、地域福祉の担い手となる人材の確保・育成を図ります。

方針②:包括的な支援の実現に向けた体制づくり

○社会福祉協議会をはじめとした地域福祉を担う団体などを支援するとともに、市民・関係機関と連携し地域福祉支援ネットワークなどによる地域福祉力向上のための体制づくりを進めます。

方針③:多様化・複合化する課題への対応

○いざという時に、支援を必要とする人を地域ぐるみで守っていけるよう、地域人材を活用した防災・防犯体制を構築・推進していくとともに、「生活困窮」、「8050問題」、「虐待」、「権利擁護」、「自殺」、「ひきこもり」、「ダブルケア」など多様化する課題や、これらの複合的で複雑な課題などへの対応として、相談窓口・支援の充実を図るなど、すべての市民が地域において安心して暮らせる環境づくりを進めます。

■関連計画(個別計画)

計画名	計画期間
第3次印西市地域福祉計画	平成29年度～令和2年度
第7期印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画	平成30年度～令和2年度
印西市障がい者プラン (印西市第3次障害者基本計画・第5期印西市障害福祉計画)	平成30年度～令和2年度
「いんざい子育てプラン」第2期印西市子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度

番号	1-4	施策名:高齢者の生活支援
----	-----	--------------

担当課	高齢者福祉課	関係課	国保年金課、健康増進課
-----	--------	-----	-------------

■施策の目指す姿

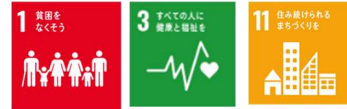
高齢者が健康を長く維持し、支援が必要となっても地域で暮らし続けることができるまちを目指します。

■計画期間中の取組の方向性

高齢者が健康を保ち自分で生活が続けられるよう、高齢者同士の交流や就労などにより生きがいを持つことや介護予防により健康を維持していくことを支援します。また、支援が必要となった高齢者に対して、介護保険制度を適切に運用して必要な人に必要なサービスを提供するとともに、地域包括ケアシステムの構築を推進し、住み慣れた地域で暮らし続けることができるように支援します。

■現状と課題

- 本市の高齢化率は他市町村と比較して低いものの、高齢者数・高齢化率ともに上昇しています。加えて、高齢化の状況は地域差が大きく、千葉ニュータウン区域以外の地域では高齢化が早く進んでおり、千葉ニュータウン区域でも将来的には転入した人口が高齢者となる時期に加速度的に高齢化が進むことが懸念されます。
- 平均寿命が延びたことにより「生涯現役を貫きたい」、「人と交流し余暇を充実させたい」など、生きがいを見つけることが健康を維持するために重要となっています。また、加齢や慢性疾患などの影響により、低下する生活機能を維持・向上させるための取組が必要です。
- 高齢化の進展に伴い、介護を必要とする方は年々増加傾向にあり、本市においても介護人材及び施設の確保や介護給付額の増加への対応が必要です。
- 高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供し、切れ目なく支援をおこなうため、地域包括支援センター、地域、医療機関、サービスなどの事業者間のネットワークの構築と拡大が必要です。また、認知症を発症する高齢者の増加も予想されるため、認知症高齢者の生活を地域で支える取組が必要です。



■成果指標

指標名(単位)	指標の算定方法 (出典元)	現状値 (最新年度)	目標値 (令和7年度)
高齢者福祉に関して満足している人の割合(%)	「満足」と「やや満足」の合計 (市民満足度重要度調査結果)	29.1 (平成29年度)	40
要支援・要介護認定率(%)	実績値 (介護保険状況報告)	13.2 (令和元年度)	14.3以下
地域包括ケアシステムにかかわるボランティア人数(人)	実績値 (高齢者福祉課の把握数)	103 (令和元年度)	150
いんざい健康ちょきん運動実施人数(人)	実績値 (高齢者福祉課の把握数)	1,468 (令和元年度)	2,000

■取組方針

方針①: 高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進

- 明るく活力に満ちた高齢社会の実現のため、重要なコミュニティ組織である高齢者クラブの活動の支援や交流活動の充実を図り、高齢者の地域活動や社会参加を支援します。
- シルバー人材センターの運営支援などにより、豊かな知識や経験を活かして充実した生活が送れるよう、活動の場や就業機会の充実を図ります。

方針②: 介護予防の推進と介護保険制度の円滑な運営

- いんざい健康ちょきん運動などの介護予防事業を通じて、高齢者ができるべく長く自立した生活を送り、健康を維持できるよう支援します。また、高齢者の保健事業と一体的な介護予防策の展開を図ります。
- 要支援・要介護認定申請者数や介護サービス利用者数が増加傾向にある現状を踏まえ、介護保険制度を維持しつつ、人材確保や施設の充実を図り、誰もが必要な支援を受けられるよう、効果的・効率的な介護給付を実施します。

方針③: 地域包括ケアシステムの推進

- 在宅福祉サービスの充実や地域包括支援センターによる相談体制の充実を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう支援します。
- 団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)を目途に、自分らしい生活を人生の最後まで続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築実現を目指します。

■関連計画(個別計画)

計画名	計画期間
第7期印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画	平成30年度～令和2年度

番号	1-5	施策名：障がいのある人の自立支援と社会参加の促進
----	-----	--------------------------

担当課	障がい福祉課	関係課	
-----	--------	-----	--

■施策の目指す姿

障がいのある人が地域で安心して自立した生活や社会参加ができるまちを目指します。

■計画期間中の取組の方向性

障がいのある人が地域で自立した生活を送るため、一人ひとりの状況に応じた福祉サービスの提供、就労や社会活動などの社会参加を促進するとともに、地域全体で支える体制の構築を図ります。
また、障がいのある人に対しての正しい知識や理解を普及・啓発することにより、偏見や障がいを理由とした差別を解消し、共生社会の実現を目指します。

■現状と課題

- 障がいの内容や程度はそれぞれ異なるため、地域で本人の望む自立した生活が送れるように支援するには、個々の状況に応じた福祉サービスを提供する必要があります。
- 障がいのある人の地域生活への移行が進む中、障がいのある人の親の高齢化などが課題となっています。そのため、生活の支援と居住環境の確保が図れるグループホームについて、利用者ニーズの把握に努めながら、関係機関や民間事業者と連携し、更なる充実を図る必要があります。
- 相談体制をさらに充実させるため、基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所や各障害福祉事業所との連携を進める必要があります。
- 障がいのある人についての正しい知識や理解について、長期的に周知や啓発などを推進していくことにより、障害があってもなくても暮らしやすいまちづくりを目指すとともに、障がいのある人の就労や社会活動などの社会参加を促進する必要があります。



■成果指標

指標名(単位)	指標の算定方法 (出典元)	現状値 (最新年度)	目標値 (令和7年度)
障がいのある人の自立支援・社会参加に関して満足している人の割合(%)	「満足」と「やや満足」の合計 (市民満足度重要度調査結果)	26.1 (平成29年度)	37
就労相談支援による年間新規就労者数(人)	実績値 (障がい福祉課の把握数)	13 (令和元年度)	16

■取組方針

方針①: 障がいのある人の地域生活支援の充実

- 障がいのある人が地域で自分らしい生活が送れるよう、居宅介護や生活介護などの障害福祉サービスや補装具などの給付などを充実させるとともに、地域の特性や利用者一人ひとりの状況に応じた柔軟なサービスの提供を図ります。
- 多様化する障がい福祉ニーズに対応するため、困ったときにいつでも相談できる基幹相談支援センターや相談支援事業所の支援体制の確立を図り、障がいのある人が自ら望む支援を選択できるよう取り組むとともに、福祉サービス事業者と連携し、地域全体で支える体制の構築を図ります。
- 家賃助成などによりグループホームの利用促進を図り、障がいのある人が地域において自立し、安定した社会生活を送れるよう支援します。

方針②: 障がいのある人の社会参加の促進

- 障がいのある人それぞれに合った就労を目指し、就労相談や障害福祉サービスの就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立訓練などを活用しながら、自立に向けての支援を行います。
- 障がいの有無にかかわらず、お互いを尊重し地域の中で自分らしく暮らせる共生社会の実現に向けての周知や啓発を広く行い、障がいを理由とした差別の解消や理解の促進を図ります。

■関連計画(個別計画)

計画名	計画期間
印西市障がい者プラン (印西市第3次障害者基本計画・第5期印西市障害福祉計画)	平成30年度～令和2年度

番号	1-6	施策名:健康づくりの推進
----	-----	--------------

担当課	健康増進課	関係課	国保年金課・保育課・指導課・農政課
-----	-------	-----	-------------------

■施策の目指す姿

市民一人ひとりが自発的な健康づくりに取り組み、生涯を健やかに暮らすことができるまちを目指します。

■計画期間中の取組の方向性

健康増進に向け、子どもから大人まで市民全体に対して、健康や食育に関する知識を広め、運動の習慣を身につける機会と場を作るとともに、地域や企業と協力しながら、健康な食生活や適度な運動を意欲的に取り組めるように推進します。また、市民が自らの健康を確認し、疾病を早期に発見して対処できるよう、各種健康診査などを実施します。

■現状と課題

- 本市では糖尿病を中心に、生活習慣病が増加しているため、継続的な運動や食生活の改善をはじめとする健康づくりや、健診などで病気を早期に発見することが求められます。
- 高齢化などを要因として全国的に医療費の増加が課題となっており、国民健康保険における医療費の抑制に向け、健康診査の受診率向上などの取組が求められています。
- 健康を維持するためには不調をきたしてからではなく、日ごろから運動、栄養、休養などへの健康意識を持ち、生涯を通じて健康づくりに取り組むことが必要です。
- 加齢とともに自分の歯が減少し、咀嚼能力も低下します。歯と口腔の健康は、若い世代では生活習慣病、高齢期では栄養の摂取にそれぞれ大きく影響するため、食後の歯みがきや、定期的な歯科健診など、口腔内を適切に管理することが必要です。
- 朝食の欠食や野菜摂取量の不足が若い世代を中心に目立っており、幼児期及び学童期の食習慣が、大人になってからの食行動につながる傾向があるため、よりよい食習慣を身に付けるための支援が必要です。



■成果指標

指標名(単位)	指標の算定方法 (出典元)	現状値 (最新年度)	目標値 (令和7年度)
65歳健康寿命(要介護2以下)	65歳＋要介護2以下の期間 (千葉県公表)	男性83.37歳 女性85.85歳 (平成28年)	男性84.1歳 女性86.4歳
1日30分以上の運動を週2回以上、1年間以上実施している人の割合(%)	実績値 (39歳以下健康診査、特定健康診査問診項目の集計)	57.1 (令和元年度)	60
なんでも噛んで食べることができる人の増加(%)	実績値 (39歳以下健康診査、特定健康診査問診項目の集計)	82.1 (令和元年度)	85
1日に5皿以上の野菜料理を食べている人の割合(%)	実績値 (39歳以下健康診査、特定健康診査問診項目の集計)	5.5 (令和元年度)	20

■取組方針

方針①:健康診査及び保健指導の充実

- 各種健診(検診)、健診(検診)後の個別指導や保健指導などの充実により、市民の健康意識を高め、病気の早期発見や重症化予防など市民の健康増進を支援します。
- 健康診査やがん検診の受診率向上に努め、精密検査の場合には、個別勧奨などにより適切に医療機関へ受診できるよう支援します。

方針②:健康づくり活動の促進

- 市民一人ひとりがライフステージに応じて、自分に合った運動や、外出、人との交流の機会を見つけ、日常の身体活動を増加することができるよう、運動するきっかけづくりや活動的な生活の習慣化を促進します。
- こころの健康についての知識の普及と相談体制の充実を図り、不安を抱えたり困っている人が地域や家庭で孤立することがないように努めます。
- たばこ健康に関する情報提供などによる啓発や禁煙の支援により、たばこを吸う人と周囲の人の健康が守れるよう取り組みます。

方針③:歯科保健の推進

- 定期的な歯科健診やブラッシング習慣の定着化を目指し、乳幼児や児童生徒への歯科健診や歯科指導に加え、幅広い年齢を対象に意識啓発、口腔指導などの取組を行っていきます。

方針④:食育の推進

- 健康的な食習慣の大切さを伝えるとともに、地場産品を活用したレシピなど農業との連携や、給食などを通じた食育など保育・教育との連携を進め、食育推進の実施体制を整備、強化していきます。

■関連計画(個別計画)

計画名	計画期間
第2次健康いんざい21(改定版)～印西市健康増進・食育推進計画～	令和元年度～令和5年度
印西市国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画・第2期データヘルス計画	令和元年度～令和5年度

番号	1-7	施策名：医療体制・健康危機管理対策の充実
----	-----	----------------------

担当課	健康増進課	関係課	高齢者福祉課
-----	-------	-----	--------

■施策の目指す姿

安心して医療サービスが受けられるとともに、健康や生命を脅かす感染症の予防と拡大防止に対応できるまちを目指します。

■計画期間中の取組の方向性

病気や事故の際に適切に対応や処置が行えるよう、市民にはかかりつけ医などを持つよう啓発を行うとともに、医療機関相互の連携強化などにより、地域医療体制の強化や在宅医療の推進に努めていきます。

感染症に関する知識の啓発に努め、感染症予防に向けた具体的手法を普及させ、感染の拡大防止を図ります。

■現状と課題

- 本市は千葉ニュータウン区域を中心とする転入世帯の増加や高齢化の進展により、医療サービスの確保や、疾病の初期段階に的確に対応し得る「かかりつけ医」の普及・定着を図る必要があります。
- 感染症流行による社会的損失防止と、病原性が高い新型コロナウイルス感染症のような新たな感染症（以下、「新たな感染症」という。）に対する対策の強化は、市民生活を守る上で重要となります。
- 令和2年に入り、新たな感染症が発生したことから、「新しい生活様式」を取り入れた生活が今後とも継続していくことが予想される中で、国・県の方針や医学的な見地からの意見をわかり易く市民に伝えることが必要とされています。
- 新たな感染症にかかった際に、必要な医療が受けられる体制整備を図るとともに、国・県や医療機関と連携を図っていく必要があります。



■成果指標

指標名(単位)	指標の算定方法 (出典元)	現状値 (最新年度)	目標値 (令和7年度)
医療体制に関して満足している人の割合(%)	「満足」と「やや満足」の合計 (市民満足度重要度調査結果)	58.2 (平成29年度)	70
医療機関数(施設)	実績値 (千葉県統計年鑑)	88 (平成29年度)	100

■取組方針

取組①: 医療体制の充実及び在宅医療と介護の連携推進

- 市民がいざというときに必要な診察が受けられるよう医療体制の整備・充実を図ります。特に、休日・夜間などの急患に対応するための初期救急及び二次救急医療体制の推進に努めます。
- 市民が医師との信頼関係のもと、日常的な医療や健康の相談などができる「かかりつけ医」や「かかりつけ薬局」を持つことの重要性について周知するとともに、普及・定着に向けて医療機関との連携を図ります。
- 市民が要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築します。

取組②: 健康危機管理対策の推進

- 感染症の流行を防ぐため、予防接種の接種機会の安定的な確保と接種率向上を図ります。また、感染症流行が予想される際には、予防対策を広く周知します。
- 市民の不安に対しては正しい情報の提供が必要になることから、国・県の方針や医学的な見地からの意見をわかり易く市民に伝えるよう努めます。
- 新たな感染症の感染拡大に備えて、マスクや消毒液等の感染予防ための物品の備蓄を継続するとともに、新たな感染症を疑う症状が発生した際に必要な医療が受けられるよう、体制を整えていきます。
- 新たな感染症の予防ワクチンが確立した際には、速やかに予防接種が実施できるように市内の医療機関と連携を図ります。
- 救命率の向上のため市内施設におけるAED(自動体外式除細動器)の設置を促進します。

■関連計画(個別計画)

計画名	計画期間
第2次健康いんざい21(改定版)～印西市健康増進・食育推進計画～	令和元年度～令和5年度

番号	1-8	施策名:スポーツ活動の推進
----	-----	---------------

担当課	スポーツ振興課	関係課	
-----	---------	-----	--

■施策の目指す姿

子どもから高齢者まで市民一人ひとりが、生涯にわたってスポーツやレクリエーション活動を楽しめるまちを目指します。

■計画期間中の取組の方向性

生涯にわたってスポーツやレクリエーション活動により親しみ、体力の向上や健康の保持・増進を図っていけるよう、様々な世代が参加しやすい環境の整備や機会の充実を進め、スポーツ人口の増大を図ります。

また、スポーツ活動を支える多様な人材や団体を育成・支援するとともに、組織づくりや拠点づくりなど市民、団体、行政などが連携・協働できる体制の整備を進めます。

■現状と課題

- 2019年のラグビーワールドカップなどの国際的なスポーツ大会や、スポーツイベントの開催は、市民のスポーツへの興味を掻き立て、スポーツへの参加や推進を図る好機となります。
- スポーツ・レクリエーションは、健康・体力の増進だけでなく、友人や家族間の交流、中高年者の健康・生きがいづくりなど、多様な点からニーズが高まっています。
- 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、「新しい生活様式」におけるスポーツの在り方を検討する必要があります。
- スポーツ・レクリエーション活動支援として松山下公園を拠点にスポーツ教室や健康づくり講座を開催していますが、参加者が固定化しているため、今後は広く市民が参加できるよう、年代や体力に応じたスポーツ環境を整えていく必要があります。
- 「新しい生活様式」として中長期にわたり感染症対策と向き合う中で、身体的及び精神的な健康を維持するうえでは、体を動かしたり、スポーツを行うことの重要性が注目されています。
- スポーツ教室での指導者やスポーツイベントを支える方々の高齢化が進んでいるため、若い世代の育成が必要です。
- 今後も進展する高齢化社会を見据えて、子どもからお年寄りまで取り組める健康づくりの環境を構築し、市民が健やかな体を育めるシステムづくりの検討が必要です。
- 総合型スポーツクラブは、地域住民の主体的な取組が必要であり、組織運営を担う人材の確保が課題となっています。



■成果指標

指標名(単位)	指標の算定方法 (出典元)	現状値 (最新年度)	目標値 (令和7年度)
スポーツ活動の推進に関して満足している人の割合(%)	「満足」と「やや満足」の合計 (市民満足度重要度調査結果)	37.3 (平成29年度)	48
スポーツ教室参加者数(人)	実績値 (スポーツ振興課の把握数)	3,623 (令和元年度)	4,000
スポーツ施設利用者数(人)	実績値 (スポーツ振興課の把握数)	373,526 (令和元年度)	411,000
スポーツ施設の稼働率(土日)(%)	実績値 (スポーツ振興課の把握数)	59.0 (令和元年度)	65

■取組方針

方針①:スポーツ参加機会の拡充

- 誰もが生涯にわたり心身ともに健康で明るく生活できるよう、多様なスポーツ教室やスポーツ・レクリエーションの充実を図るとともに、市民がより健康づくりをしやすくなるように、ニーズに合わせた社会体育施設の利用方法の見直しや計画的な整備を行っていきます。
- 「新しい生活様式」に対応した各種スポーツイベントやスポーツ教室を開催するなど、感染症対策をおこないながら、誰もが心身ともに健康で明るい生活が継続できるよう、スポーツ及び健康づくりの機会の確保を図ります。
- 市民がスポーツに親しみ、スポーツに対する関心や取り組む機会の充実が図られるイベントやトップアスリートによるイベントの機会を拡充し、さらなるスポーツの振興を図ります。

方針②:スポーツ団体や指導者への支援

- スポーツ協会、スポーツ少年団などスポーツ活動を支える団体や人材を支援し競技力や指導力の向上を図るとともに、組織づくりや拠点づくりなど、市民、団体、行政などが連携・協働できる体制の整備を進め、市民のスポーツ活動の支援を行います。
- 各種スポーツ関係団体と連携し、「するスポーツ」、「みるスポーツ」、「ささえるスポーツ」を推進し、スポーツ人口の拡大を図ります。
- スポーツ指導者の育成・確保に努めるとともに、総合型地域スポーツクラブのPR活動・支援を推進し、スポーツを通じて市民が主役となる地域づくりを目指します。

■関連計画(個別計画)

計画名	計画期間
印西市教育振興基本計画	平成30年度～令和2年度
「いんざい子育てプラン」第2期印西市子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度
第2次健康いんざい21(改定版)～印西市健康増進・食育推進計画～	令和元年度～令和5年度
印西市障がい者プラン (印西市第3次障害者基本計画・第5期印西市障害福祉計画)	平成30年度～令和2年度
第7期印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画	平成30年度～令和2年度

番号	2-1	施策名:子育て支援の充実
----	-----	--------------

担当課	子育て支援課	関係課	保育課、健康増進課、障がい福祉課
-----	--------	-----	------------------

■施策の目指す姿

子どもが健やかに育ち安心して子育てできるまちを目指します。

■計画期間中の取組の方向性

誰もが安心して子どもを出産し、子育てと子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができ、全ての子どもが健やかで心豊かに成長できる環境づくりのため、「家庭」を基本としながら地域、学校、民間企業、行政などが協働・連携して取り組みます。

■現状と課題

- 千葉ニュータウン地区の開発などにより、子育て世代の転入及び出生による年少人口が増加しており、合計特殊出生率や児童数についても増加傾向で推移しています。
- 核家族化の進行や人間関係の希薄化から、子育てに対する不安や孤立感を持つ親が多くなり、このことが児童虐待へと繋がる恐れがあります。
- 幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化しています。
- 遊びをとおして子どもたちの健やかな成長を促し、また、親同士のコミュニケーションの場を提供し、親子や子ども同士の交流を図る必要があります。
- 学童クラブの受け入れ人数は逼迫しているため、増築などにより定員増を図ることが必要です。
- 貧困が世代を超えて連鎖することを防ぐため、学習支援を受けられるような子どもの居場所づくりの拡充が必要です。
- 成長発達に支援が必要な乳幼児の早期発見及び親の育児不安などに対し適切な支援をするために、乳幼児健診などの実施により、全数把握できる体制づくりが必要です。
- 障がいのある子どもが日常生活を過ごしやすくするため、障害福祉サービスの利用を促していくとともに、将来自立して生活していけるような環境の整備が必要です。
- ひとり親家庭が抱える悩みに対応できるよう、児童扶養手当の支給や医療費助成だけでなく、相談体制の充実やきめ細やかな福祉サービスを展開し、自立や就業を支援することが必要です。
- 育児不安や児童虐待などの問題に早期に対応するための相談体制を整備し、充実させるとともに、児童虐待を防止するため、福祉、医療、教育、警察など、関係機関の協力体制の構築が必要です。
- 子育て家庭の孤立化を防ぎ、子育てを社会全体で支えていくためには、身近な地域で支援を受けることのできる体制づくりが必要です。
- 安心して妊娠・出産及び子育てができるように、妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のないきめ細やかな支援を提供し、相談体制や情報提供体制を充実させていくことが求められています。
- 子どもの保健対策の充実や子育て家庭の生活の安定を図るため、児童手当などの支給や0歳から高校生などまでの医療費の助成など、経済的負担の軽減が必要です。
- 人口の流入が進み子どもが増加しているため、待機児童が発生していることから、保育で対応する人材(保育士など)の確保、育成が必要です。



■成果指標

指標名(単位)	指標の算定方法 (出典元)	現状値 (最新年度)	目標値 (令和7年度)
児童福祉・子育て支援体制に関して満足している人の割合(%)	「満足」と「やや満足」の合計 (市民満足度重要度調査結果)	38.7 (平成29年度)	49
合計特殊出生率(%)	実績値 (厚生労働省公表値)	1.56 (平成30年度)	1.70
年少人口比率(%)	実績値 (住民基本台帳人口)	15.7 (平成30年度)	17.2
保育園の待機児童数(人)	実績値 (保育課の把握数)	20 (令和元年度)	0
学童クラブの待機児童数(人)	実績値 (保育課の把握数)	25 (令和元年度)	0

■取組方針

方針①:子どもが安心して成長できる環境づくりの推進

- 子どもの健全な育成を図るため、子どもたちの放課後や週末などの安全で安心な居場所づくりに取り組むとともに、異年齢や世代間の交流や体験活動の充実を図ります。
- 子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、経済的な理由や家庭環境などによって困難を抱える子どもに対して、学習習慣の定着及び子どもの居場所の提供に努めます。

方針②:子どもと親の健康づくりの推進と特別な支援が必要な子育て家庭への取組

- 子どもと保護者にとって心身の健康は充実した生活の基本であることから、親子の健康の保持増進をより一層図るとともに、望ましい食習慣の定着を図る食育を推進します。
- 障がいのある子どもが住み慣れた地域でいきいきと成長でき、将来自立して生活していけるような環境づくりに努めます。
- 全国で児童虐待の事件が後を絶たない現状を踏まえ、今後も育児不安や虐待などの問題に早期に対応するための相談体制の整備・充実を図ります。
- 乳幼児健診や専門相談等を実施し、成長発達に支援が必要な乳幼児の早期発見及び親の育児不安等に対する支援の充実を図ります。

方針③:子育て家庭への切れ目のない支援

- 少子化や核家族化が進む中、育児の孤立化や育児不安が大きくなる前に支援することが重要であることから、子育て家庭が身近な地域で切れ目のない支援を受けられる体制づくりを推進するとともに、子育てに関する相談体制や情報提供体制の充実に努めます。

■関連計画(個別計画)

計画名	計画期間
「いんざい子育てプラン」第2期印西市子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度
第2次健康いんざい21(改定版)～印西市健康増進・食育推進計画～	令和元年度～令和5年度
印西市障がい者プラン (印西市第3次障害者基本計画・第5期印西市障害福祉計画)	平成30年度～令和2年度

番号	2-2	施策名:学校教育の充実
----	-----	-------------

担当課	指導課	関係課	
-----	-----	-----	--

■施策の目指す姿

知・徳・体の調和のとれた教育を推進し、生きる力を持ち未来を拓く子どもを育むまちを目指します。

■計画期間中の取組の方向性

変化の激しい社会を生き抜くために必要な生きる力の育成に向け、学ぶ力・豊かな心・健やかな体をバランスよく育むとともに、自らの能力を引き出し、習得したことを活用して、様々な課題に対し主体的に解決できる児童生徒の育成に努めます。

■現状と課題

- 過去5年間に実施した全国学力・学習状況調査を見ると、市内児童生徒の学力については継続的に全国平均を上回っています。また、令和元年度に実施した学校評価を見ると、「進んで学習に取り組んでいる」に対し約85%、「授業は分かりやすい」に対し約88%、「家庭学習に取り組んでいる」に対し約87%の児童生徒がそれぞれ肯定的な回答をしており、前向きに学習に取り組んでいることが伺えます。
- 生きて働く「知識及び技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力など」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性など」の涵養の3つを柱とした資質・能力を育成するとともに、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努める必要があります。
- 令和元年度に実施した学校評価を見ると、「友達を大切にしている」及び「自他の命を大切にし、感謝の気持ちをもって生活している」に対し約93%の児童生徒が肯定的な回答をしており、他者と協働することの重要性や生命の有限性・大切さを理解しながら生活していることが伺えます。
- 道徳科を要とした体系的・系統的な道徳教育を推進するとともに、体験活動や多様な表現、鑑賞活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努める必要があります。
- 令和元年度に実施した学校評価を見ると、「食事、運動、睡眠など、健康に気をつけて生活している」に対し約87%の児童生徒が肯定的な回答をしており、取り巻く環境が大きく変化する中で、適切な意思決定や行動選択を心がけて生活していることが伺えます。
- 運動に親しむ資質・能力の育成と体力の向上を図るとともに、バランスのとれた栄養豊かな学校給食を提供し、学校給食を活用した効果的な食に関する指導を充実させ、健康で安全な生活を実践する能力と態度の育成に努める必要があります。



■成果指標

指標名(単位)	指標の算定方法 (出典元)	現状値 (最新年度)	目標値 (令和7年度)
全国学力・学習状況調査における全国平均100に対する相対値	全国学力・学習状況調査結果 (文部科学省公表値)	100.7 (令和元年度)	103
学校評価(豊かな心に関する2項目)における児童生徒の肯定回答率(%)	肯定的回答数/全回答数 (学校評価)	93.1 (令和元年度)	95
体力テストにおいてTスコア(偏差値)が満足できると判定された項目の割合(%)	満足な項目数/全144項目 (スポーツ庁公表値)	65.3 (令和元年度)	70

■取組方針

方針①: 学ぶ力を育む

- 子どもたちの個性や資質・能力を伸ばす教育を推進するとともに、主体的・対話的な学びの実現に向けた教職員研修の充実を図ります。
- 指導方法を工夫改善することにより、個に応じた指導の一層の充実を図るとともに、自ら進んで読書に親しむ意欲と態度を育む読書活動の充実を図ります。
- 言語能力や情報活用能力、特別支援教育やグローバル化に対応した教育など、現代的な諸課題に求められる資質・能力の育成に努めます。

方針②: 豊かな心を育む

- 道徳科を指導の要とし、「考え、議論する道徳」への転換を図り、自立した人間として他者と共によりよく生きるための道徳性を養います。
- 幅広い音楽活動や日本の伝統芸能の鑑賞、体験活動を通して、豊かな情操を育みます。
- 児童生徒の個々の心身の発達や特性に即した児童生徒理解と教育相談を充実させます。

方針③: 健やかな体を育む

- 学校体育の充実や部活動の支援に努め、児童生徒の体力の向上を図ります。
- 健康の保持増進に関わる健康診断及び保健指導を実施するとともに、学校環境衛生の改善に努めます。
- 食に関する指導を推進するとともに、安全安心で栄養バランスのとれた給食を提供します。

■関連計画(個別計画)

計画名	計画期間
印西市教育大綱	平成28年度～令和2年度
印西市教育振興基本計画	平成30年度～令和3年度
「いんざい子育てプラン」第2期印西市子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度
印西市障がい者プラン (印西市第3次障害者基本計画・第5期印西市障害福祉計画)	平成30年度～令和2年度
印西市子ども読書活動推進計画(第三次)	平成29年度～令和3年度
第2次健康いんざい21(改定版)～印西市健康増進・食育推進計画～	令和元年度～令和5年度
印西市環境基本計画	平成25年度～令和3年度
印西市国際化推進方針	平成28年度～令和2年度

番号	2-3	施策名:教育環境の整備・充実	
担当課	学務課	関係課	教育総務課、指導課、生涯学習課

■施策の目指す姿

子どもたちが安全で安心できる生活を送り健やかに成長できるよう、教育環境が充実したまちを目指します。

■計画期間中の取組の方向性

児童・生徒数が増加する本市において、子どもたちが安全で安心できる生活を送ることができるよう学校施設や教育環境を継続的に整えます。

また、現在の情報化社会に対応するため、情報活用能力の向上の取組を充実させます。

■現状と課題

- 公立幼稚園及び小中学校施設については、校舎などの老朽化が進行している状況にあり、施設の改修や学級増に対応した増築など、教育環境の充実を図る必要があります。
- 児童生徒の就学に対する支援を行い、教育格差が生じないように引き続き保護者の経済的負担の軽減を図る必要があります。
- 増加する児童生徒数に対して、学校現場でのきめ細やかな指導・支援を実現するための人材確保及び適切な人員配置を図る必要があります。
- 少子化の進展等により児童生徒数が減少している地域と、宅地開発等により児童生徒数が増加している地域が混在しており、小中学校の小規模化と大規模化が同時に進行していることから、学校規模により生じる教育指導上及び学校運営上の課題を解消し、より良い教育環境を整えるため、適正な学校規模に基づく学校の適正な配置を進めていく必要があります。
- 国が提唱するGIGAスクール構想の実現に向け、情報化社会に対応した教育を実施するため、無線 LAN やパソコンなどのICT環境の整備を推進しており、今後、更に児童生徒が適切な情報を選択し活用することができるよう情報活用能力を高める教育を進める必要があります。
- 様々な危険に対して、「自分の命は自分で守る」防災意識の定着を図るとともに、安全・安心で信頼される学校づくりを推進する必要があります。
- 社会に開かれた教育課程の実現に向け、学校・家庭・地域の連携や協働(コミュニティ・スクール)を一層推進する必要があります。



■成果指標

指標名(単位)	指標の算定方法 (出典元)	現状値 (最新年度)	目標値 (令和7年度)
学校評価(家庭・地域連携に関する項目について)における保護者の肯定的回答率(%)	肯定的回答数/全回答数 (学校評価)	71.3 (令和元年度)	81
学校評価(家庭・地域連携に関する項目について)における児童生徒の肯定的回答率(%)	肯定的回答数/全回答数 (学校評価)	78.2 (令和元年度)	88
学校評価(学校の施設・設備に関する項目について)における保護者・児童生徒・教職員の肯定的回答率(%)	肯定的回答数/全回答数 (学校評価)	76.9 (令和元年度)	80

■取組方針

方針①:教育環境整備の充実

- 施設の改修や学級増に対応した増築など、教育環境の充実を図ります。
- 児童生徒の就学に対する支援を行い、教育格差が生じないよう保護者の経済的負担を軽減します。
- 学校現場でのきめ細やかな指導・支援を実現するための人材確保及び適切な人員配置を行います。

方針②:学校の適正規模・適正配置の推進

- 学校規模により生じる教育指導上及び学校運営上の課題を解消し、より良い教育環境の整備と教育の質の向上を図るため、通学距離や地域特性などに配慮しながら、学校の適正規模・適正配置を推進します。

方針③:情報化社会に対応した教育の推進

- 情報化社会に対応した教育を実施するため、無線 LAN やパソコンなどの ICT 環境の整備を行います。
- 児童生徒が適切な情報を選択し活用することができるよう情報活用能力を高める教育を推進します。

方針④:信頼される学校づくり

- 生活全般を通して、危険を予測・回避し、自らの安全を守る的確な行動がとれるとともに、自他共に安全に生活する態度の育成に努めます。
- 家庭や地域に対して、ホームページや各種お便りを活用して学校の状況を積極的に情報発信するとともに、学校・家庭・地域の連携・協働を推進します。

■関連計画(個別計画)

計画名	計画期間
印西市教育大綱	平成28年度～令和2年度
印西市教育振興基本計画	平成30年度～令和3年度
印西市学校適正規模・適正配置基本方針	平成28年度～
印西市第4次情報化計画	平成29年度～令和3年度

番号	2-4	施策名: 歴史・文化の保護・活用と芸術活動の振興
----	-----	--------------------------

担当課	生涯学習課	関係課	
-----	-------	-----	--

■施策の目指す姿

市民が様々な文化や芸術に触れ、市民文化を創造していくことのできる環境づくりを推進していくとともに、先人の残した文化遺産の価値や意義を次世代に適切に継承するまちを目指します。

■計画期間中の取組の方向性

市民が様々な文化や芸術に触れることのできる環境づくりを推進します。文化・芸術振興のための施設整備や改修を計画的に行い、発表の場を確保するとともに、自主的な文化・芸術活動を積極的に支援し、豊かな心や地域に対する愛着心を醸成していきます。特に近年、団塊の世代をはじめとして文化活動への関心が高まりつつあり、子育て世代なども含め、市民のニーズに合った文化・芸術活動の推進に取り組めます。

また、本市の歴史や文化財は、先人の残した文化遺産であり、その価値や意義を踏まえ、次世代に適切に継承していくため、市民の郷土意識の涵養を図り、本市に残る各種の有形・無形文化財、埋蔵文化財、地域史料の保護や保存及び活用を進めていきます。

■現状と課題

- 歴史や文化財、自然が豊かな地域であり、これらを保護・保存・活用した取組を一層進めていく必要があります。また、歴史資料の整理を進めるとともにデジタル化を進め、多様な方法で資料にアクセスできるよう環境整備をする必要があります。
- 印旛歴史民俗資料館が老朽化していることや歴史資料が市内各所で保存されていることから、木下交流の杜歴史資料センターとの統合や資料の集約化を検討する必要があります。
- 印西市史編さん事業方針に基づき、引き続き市史編さん事業を進め、市史を刊行していくとともに、その周知・啓発を図っていく必要があります。
- 文化ホールでの芸術鑑賞事業などを効果的に実施していくため、指定管理者制度の導入について検討していく必要があります。
- 市民の文化活動の一層の活性化を図るため、(仮称)千葉ニュータウン中央駅圏複合施設に、多目的ホールやギャラリーを整備し、市民が活動しやすい環境づくりに努め、さらなる文化芸術の振興を図る必要があります。



■成果指標

指標名(単位)	指標の算定方法 (出典元)	現状値 (最新年度)	目標値 (令和7年度)
文化芸術に関して満足している人の割合(%)	「満足」と「やや満足」の合計 (市民満足度重要度調査結果)	31.8 (平成29年度)	42
無形民俗文化財の指定数(件)	実績値 (生涯学習課の把握数)	6 (令和元年度)	6
文化財の指定件数(件)	実績値 (生涯学習課の把握数)	49 (令和元年度)	49
文化ホールの自主事業数(事業)	実績値 (生涯学習課の把握数)	6 (令和元年度)	12

■取組方針

方針①:文化・芸術活動の推進

○文化芸術活動の支援や文化芸術に触れる機会の拡充を図り、市民の自主的な活動の支援をするとともに、地域文化の担い手の育成に取り組めます。

方針②:文化財の保護・活用の推進

○郷土伝統文化の継承・公開や史跡整備・活用事業などを通して、文化財の保護・活用を推進していきます。

○印旛歴史民俗資料館の運営や木下交流の杜歴史資料センターの展示施設を充実させるとともに、新たな歴史文化施設の検討を行うなど、市民の郷土意識の涵養を図ります。

方針③:市史編さん事業や地域史料の保存

○本市の歴史を記述した市史を刊行することにより郷土意識の涵養を図ります。また、市民の活動などを記録した地域史料を次の世代に引き継ぐため、地域史料の保存と活用を図ります。

■関連計画(個別計画)

計画名	計画期間
印西市教育振興基本計画	平成30年度～令和3年度
印西市公共施設適正配置アクションプラン	令和2年度～令和12年度

番号	2-5	施策名：生涯学習の推進と青少年の健全育成
----	-----	----------------------

担当課	生涯学習課	関係課	
-----	-------	-----	--

■施策の目指す姿

生涯学習による人づくりやまちづくりを推進し、生涯を通じた生きがいのある暮らしの実現と豊かで活力のある地域づくりに貢献するとともに、地域で子どもたちを守り育てるまちを目指します。

■計画期間中の取組の方向性

子どもから高齢者まで市民一人ひとりが自ら学び、生きがいや自己実現などにつながる生涯を通して学習ができる環境づくりを進めます。

また、生涯学習活動を通じて、地域への愛着を生み、地域づくりのための社会参加を促すとともに学習成果を地域に還元できるような支援を行うとともに、活動の場としての生涯学習施設の整備を推進します。

さらに、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育み、子どもたちが安全・安心で健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域の連携を図り、青少年の健全な育成に向けた活動を推進していきます。

■現状と課題

- 少子高齢化やライフスタイルの多様化により、生涯学習に対する市民のニーズも変化しているなか、学習メニューの充実や開講日時の工夫により幅広い年齢層の参加促進を図るとともに、効果的な学習サービスの提供体制の構築に努める必要があります。
- 市内にある6館の図書館は、それぞれ創意工夫による運営と蔵書の整備を行っていますが、地域の情報やコミュニティの拠点として機能できるよう、図書館サービスの充実を図るとともに、運営を効率的に進め、利用しやすい環境整備に努めるため、指定管理者制度の導入の検討や施設整備の在り方について調査・研究する必要があります。
- 子どもたちの創造力や豊かな心の育成を目指し、子どもの読書活動の推進に努める必要があります。
- 公民館や図書館などの生涯学習施設は、老朽化が進んでいることから計画的な改修などを進めていく必要があります。
- 核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化により、家庭や地域を含む社会全体の教育力の向上が課題となっています。青少年の健やかな成長を目指し、家庭教育学級、地域ぐるみさわやかコミュニティ推進事業、コミュニティ・スクールなどを通して、家庭教育の充実や学校・家庭・地域との連携・協働を推進する必要があります。
- 放課後子ども教室では、地域の方々の参画を得て、子どもたちに勉強やスポーツ等の機会を提供していますが、さらなる充実を図り、子どもたちが放課後に安全・安心に過ごせる居場所となるよう努める必要があります。



■成果指標

指標名(単位)	指標の算定方法 (出典元)	現状値 (最新年度)	目標値 (令和7年度)
生涯学習に関して満足している人の割合(%)	「満足」と「やや満足」の合計 (市民満足度重要度調査結果)	35.4 (平成29年度)	46
図書館個人登録率(%)	図書館登録者数／印西市人口 (生涯学習課の把握数)	28.1 (平成30年度)	31
公民館の貸部屋の年間利用率(%)	年間利用コマ数／年間利用可能コマ数 (生涯学習課の把握数)	42.0 (令和元年度)	45

■取組方針

方針①: 多様な学習機会の提供

○生涯学習ガイドやホームページなどにより生涯学習情報を提供し、市民の関心や参加意欲の向上に努め、市民アカデミーや出前講座、各公民館主催事業で市民の学習ニーズや年齢層に合わせた多種多様な学習機会を提供していきます。なお、学習機会の提供にあたっては、人づくり、地域づくりにつながる学習内容の工夫などにも努めていきます。

○大学や企業などとの連携・協力した事業を展開し、市民の学習機会を充実させます。

方針②: 図書館サービスの充実

○地域における情報やコミュニティの拠点として市民生活に役立つ施設となるよう従来の来館型サービスの他、電子書籍などの導入など非来館型サービスの充実を図り、図書館の利用を促進します。また、利用しやすい環境整備に努めるため、施設整備の在り方などについて調査・研究していきます。

○読書活動を深める機会の提供や読書環境の整備・充実に努め、子どもの読書活動を推進します。

方針③: 生涯学習施設の整備・充実

○生涯学習施設を計画的に改修又は効果的な整備を進めることで機能の充実を図るとともに、継続的な企画・事業の実施に取り組み、地域の実情に合ったサービスを展開していきます。

方針④: 家庭と地域の教育力の向上と青少年の健全育成

○家庭教育学級の開設や講座の開催により、家庭における教育力の向上を図るとともに、子どもの発達・成長段階に応じた情報の提供や課題の解決に向けた自発的な取組を支援します。

○子どもたちを地域ぐるみで守り育てるために、学校・家庭・地域との連携を推進し、青少年の健全な育成を図ります。

■関連計画(個別計画)

計画名	計画期間
印西市教育振興基本計画	平成30年度～令和3年度
「いんざい子育てプラン」第2期印西市子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度
第7期印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画	平成30年度～令和2年度
第3次印西市男女共同参画プラン	令和元年度～令和10年度
印西市公共施設等総合管理計画	平成29年度～令和2年度
印西市公共施設適正配置アクションプラン	令和2年度～令和12年度
印西市子ども読書活動推進計画(第三次)	平成29年度～令和3年度
印西市第4次情報化計画	平成29年度～令和3年度

番号	3-1	施策名：農林業の振興	
担当課	農政課	関係課	

■施策の目指す姿

担い手の確保や生産基盤の整備により農業経営の安定化を図るとともに、地域の特性を活かし、活力ある農業を将来にわたり継続できるまちを目指します。

■計画期間中の取組の方向性

安定した農業労働力の確保対策や担い手への農地の集約化など、持続可能な農業経営基盤の強化に取り組みます。

また、農地や森林を保全し、生産性の高い農業が持続できるよう、用排水施設などの農業生産基盤の整備などを進めます。

さらに、市民の農業に親しむ機会や理解と関心を高めるとともに、地元農産物の消費拡大を図られるよう地産地消の推進や安全・安心な農産物づくりを支援します。

■現状と課題

- 本市は、市域面積のうち約4割が農地として利用されており、優良農地と大消費地の都心に近接する優位性を活かした農業が展開されています。
- 全国的な課題でもある、米の需要の減少、米価などの価格の低迷、農家数の減少、後継者等の担い手不足、遊休農地の増加など深刻な問題が山積しています。
- 新規就農者及び認定農業者数の合計数は、過去5年間では若干の増加傾向となっていますが、農業従事者の高齢化や後継者不足などにより、耕作放棄地の増加が懸念されることから、さらなる担い手の確保を進める必要があります。
- 農業経営の効率化や生産性の向上に向け、農業生産基盤の整備を進めるとともに、意欲のある担い手への農地の集積を進める必要があります。
- 農業の水路や機場などの農業用施設の老朽化が進んでいることから、関係者の合意形成を図り、施設の改修などを進める必要があります。
- 食生活の多様化などによる消費者の農産物への意識やニーズの高まり、人口の増加に伴う農業地域と都市地域の共存など、農業経営を取り巻く環境の変化に対応する必要があります。
- 農業・農村を取り巻く環境は、美しい景観の形成や大雨時の貯水機能など多面的な機能を有することから、農地や農業用施設は、地域資源として保全する取組が必要です。
- 山林は、木材の価格低迷、需要の減少、土地所有者の高齢化等により、管理が不十分となり荒廃が進んでいるため、土地所有者、市、関係機関等が連携して対応することが求められています。



■成果指標

指標名(単位)	指標の算定方法 (出典元)	現状値 (最新年度)	目標値 (令和7年度)
農林業の振興に関して満足している人の割合(%)	「満足」と「やや満足」の合計 (市民満足度重要度調査結果)	30.8 (平成29年度)	41
担い手への農地利用集積率(%)	利用集積面積(担い手の耕作面積) ÷市全体耕地面積×100 (担い手の農地利用集積状況調査)	7.5 (令和元年度)	10
農業産出額(千万円)	生産数量×販売価格 (農林水産省「市町村別農業算出額」)	766 (平成29年度)	770
認定農業者数及び認定新規就農者数(経営体数)	市認定件数 (農政課の把握数)	67 (令和元年度)	77

■取組方針

方針①: 担い手の確保

- 農家の高齢化や担い手不足に対応するため、各地域や集落における「人・農地プラン」の作成を推進し、担い手の確保に努めます。
- 農業従事者の高齢化や後継者不足などによる農地の荒廃などを防ぐため、農業後継者や新規就農者を支援するとともに、意欲ある担い手に優良農地の利用集積を促進します。

方針②: 農業経営への支援

- 農業経営の安定化を図るため、関係機関との連携により、優れた営農技術の普及や農作物被害を防止する対策などを推進します。
- 地産地消の拠点となる直売の振興を図るとともに、減農薬栽培や6次産業化などの付加価値を高める取組を支援します。

方針③: 農業生産基盤の整備

- 農業の効率化、生産性の向上を図るため、土地改良事業などの農地の面整備や農業用施設の改修など農業生産基盤の整備を促進します。

方針④: 農林業を通じた地域振興

- 自然と都市が調和する美しい景観や豊かな自然環境を保全するためには、農地及び山林の適正な管理が必要であることから、農地などの所有者だけでなく、地域の住民やボランティアなどが集まり、保全活動に積極的に関わる取組を支援します。
- 市民の農業への理解醸成に向けて、産業まつり、農業体験教室などを開催していきます。

■関連計画(個別計画)

計画名	計画期間
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	平成26年度～

番号	3-2	施策名:商工業の振興	
担当課	商工観光課	関係課	

■施策の目指す姿

地域経済を支える中小企業の経営者と従事者が安定した経営基盤のもとに活動し、商工業の活力が持続するまちを目指します。

■計画期間中の取組の方向性

中小企業の経営基盤の強化や事業継続などに向けた支援を行い、経営の安定化を図ります。

また、商工会などが行う取組に対して必要な支援などを行い、市内商工業の振興・発展を図ります。

さらに、商工業と併せ、各駅圏におけるにぎわい創出や新たな地元産品の創出など、地域の活性化を図るための事業を推進します。

■現状と課題

- 地域の活力を維持するため、市商工会や関係機関などとの連携などにより、資金調達の円滑化や、企業向けの相談など経営の安定化を支援する必要があります。
- 中小企業の経営者の高齢化が進む中で、企業活動の継続を図るため、事業の承継や経営人材の確保など、経営の持続化に向けた支援を進める必要があります。
- 地域の魅力を高めるため、関係機関や企業との連携などにより、印西ならではの新たな地元産品の創出などが期待されています。
- 千葉ニュータウン区域に立地する大型商業施設などへの集客が進む中で、木下、小林駅圏では商業施設の撤退などによる低未利用地が存在していることから、活性化に向けて有効活用するための検討が必要です。



■成果指標

指標名(単位)	指標の算定方法 (出典元)	現状値 (最新年度)	目標値 (令和7年度)
商工業の振興に関して満足している人の割合(%)	「満足」と「やや満足」の合計 (市民満足度重要度調査結果)	26.3 (平成29年度)	37
市内の事業所数(事業所)	実績値 (経済センサス公表値)	2,327 (平成26年度)	2,400
小売業の年間商品販売額 (百万円)	実績値 (経済センサス公表値)	126,101 (平成26年度)	189,700
いんざいふるさと地元産品の数 (件)	実績値 (商工観光課の把握数)	13 (令和元年度)	14

■取組方針

方針①: 商工業の活性化

- 企業経営の安定化、事業継続などが図られるよう市商工会などの関係機関との連携により、企業への支援事業を推進します。また、企業の設備投資や事業の拡大などに向けて、制度融資や利子補給などの経済的支援を行います。
- 商工業の活性化に向けた取組を進めるため、商工会の活動に必要な支援を行うとともに、関係機関との連携を強化し、地域経済の活性化に向けて検討します。
- 木下、小林駅圏における地域の活性化に向けたにぎわい創出や日常的な生活利便性を高める商業機能の向上を図るとともに、地元の商工業が発展する取組を推進します。

方針②: 新たな地元産品の開発の支援

- 地域の魅力をさらに高めていくため、市内で生産された農産物を使用した地元産品や市にゆかりのある特産品などを開発するために必要な支援を行います。

■関連計画(個別計画)

計画名	計画期間
経営発達支援計画(策定中)	令和3年度～令和7年度

番号	3-3	施策名:起業・雇用の促進	
担当課	商工観光課	関係課	

■施策の目指す姿

市内での雇用機会を拡大させ、ライフスタイルなどに応じて安心して働き続けられる環境が整ったまちを目指します。

■計画期間中の取組の方向性

本市の立地の優位性を活かした企業誘致を推進し、市内への企業の進出を促進するとともに、企業や関係機関との連携により創業・起業を支援します。

また、20代前半の若い世代が就職により転出することは、将来の人口減少を加速することにつながるため転出の抑制を図ります。

さらに、「いんざいお仕事探しナビ」の、関係機関との連携の充実により、働きたい人の就業機会の拡大を図ります。

■現状と課題

○成田国際空港や都心などへのアクセス性が良いことからデータセンターや物流拠点などの立地が進んでいますが、平成27年の国勢調査では、昼夜間人口比率が79%と近隣自治体に比べ低い状況であり、就労のための市外への流出が大きくなっています。雇用の場を確保し、市内への人口流入を図れるよう、さらに企業誘致を推進する必要があります。

○就労を希望している市民がライフスタイルに合わせて働くことができるよう求められています。

○地震などの災害発生リスクの高まりから、企業立地においても安全性が考慮されることから本市の強固な地盤などの優れた点についてPRを更に進める必要があります。

○市内への創業・起業を促進するため、県や商工会、大学などの関係機関と連携を強化するとともに、地元へ根付く企業の育成や新ビジネスの創出を図るための支援を検討する必要があります。

○20代前半の若い世代が就職により市内から転出することは、少子高齢化、人口減少に直接繋がる問題であり、その対策が求められています。

○「いんざいお仕事探しナビ」の登録事業者数の増加や関係機関と連携したセミナーなどへの参加者数が一定数確保できていることから市民の就労への関心が高いことが考えられます。就労希望者への情報提供を充実させるとともに、関心の高さを就労につなげるための取組、能力向上の取組を支援する必要があります。



■成果指標

指標名(単位)	指標の算定方法 (出典元)	現状値 (最新年度)	目標値 (令和7年度)
雇用対策に関して満足している人の割合(%)	「満足」と「やや満足」の合計 (市民満足度重要度調査結果)	21.2 (平成29年度)	32
新規立地企業数(社)	実績値 (経済センサス公表値)	104 (平成26年度)	110
創業支援者・創業者数(人)	実績値 (商工会の把握数)	23・2 (令和元年度)	80・7
市内従業員数(人)	実績値 (経済センサス公表値)	29,749 (平成28年度)	34,000

■取組方針

方針①:働きやすい環境づくりの推進

- 若者、女性、高齢者、障がいのある人など、誰もがそれぞれの意欲や能力を生かしライフスタイルに合わせて働くことができるように、ワークライフバランスや働き方改革について、市民及び企業に意識啓発を図ります。
- 20代前半の若い世代が就職により本市から離れることを防ぐため、在学中から地域への愛着を持ち、「自然と都市が調和した快適な本市に住みながら、都心で働く」又は「本市に居住し近接している職場で働く」という卒業後の生活スタイルの提案などを、市、学校、企業、関係機関と連携して進めます。

方針②:企業誘致の実施

- 成田国際空港や都心などへのアクセス性や安全性など地理的優位性を積極的にPRし、誘致活動を推進します。
- 企業の立地により、新たな雇用を創出し、職場と住居が近接する職住近接の実現を促進します。
- 市内への進出企業への新たな優遇制度など、企業誘致に係る効果的な手法に取り組んでいきます。

方針③:起業、創業の支援

- 県や商工会、大学などの関係機関と連携し、創業・起業希望者に対して創業セミナーや相談事業などを行い、市内への創業・起業を促進します。
- 市内で創業・起業した際の優遇制度などの支援を行います。

方針④:就労支援の充実

- ハローワーク成田などの関係機関との連携を図るとともに、本市の就労支援サイト「いんざいお仕事探しナビ」などの就労に関する情報提供の充実を図ります。
- 就労セミナーを開催するなど、就労希望者への支援を行い、就業に係る能力の向上を推進します。

■関連計画(個別計画)

計画名	計画期間
創業支援等事業計画	令和元年度～令和3年度

番号	3-4	施策名:定住交流の促進
----	-----	-------------

担当課	シティプロモーション課	関係課	企画政策課
-----	-------------	-----	-------

■施策の目指す姿

広くまちの魅力が知られ、多くの人が本市を訪れ、移住してくるとともに、本市に愛着や誇りを持って住み続けたいと思うまちを目指します。

■計画期間中の取組の方向性

シティプロモーションを積極的に推進し、「移住促進による人口増」、「定住促進による定着化」、「交流促進による流入増」を目指します。

また、グローバル化の進展などにより海外との交流や移住が拡大していることから、国際交流や多文化理解を推進するとともに、居住する外国人が安心して生活できるよう支援します。

■現状と課題

- 現在、他市からの人口流入により、人口が大きく増加していますが、将来的には人口が減少することが予想されるため、人口流入を持続させる取組が必要です。
- 人口流入を継続させるため、本市の認知度を高めるとともに、ライフスタイルや価値観の変化に適応しながら、優れた都市基盤と豊かな自然がバランスよく調和した住みやすいまちという市の魅力を効果的かつ積極的に発信していく必要があります。
- 市民に長く住み続けてもらえるよう、本市への愛着や誇りを醸成する取組が必要です。
- グローバル化により本市においても外国人人口は大きく増加しており、生活に関する情報提供や、相談対応、外国語対応など、外国人が安心して生活することができる支援が求められています。



■成果指標

指標名(単位)	指標の算定方法 (出典元)	現状値 (最新年度)	目標値 (令和7年度)
印西市に住み続けたいと思う人の割合(%)	「満足」と「やや満足」の合計 (市民満足度重要度調査結果)	78.9 (平成29年度)	90
国際交流に関する市民満足度(%)	「満足」と「やや満足」の合計 (市民満足度重要度調査結果)	18.4 (平成29年度)	29
市の認知度(%)	実績値 (シティプロモーション課による調査結果)	62.9 (令和2年度)	80
人口の社会増(人)	実績値 (住民基本台帳)	2,149 (令和元年度)	1,800以上

■取組方針

方針①:シティプロモーションの推進

- 子育て世代をメインターゲットとし、インターネットなどを通じて広く市内外にまちの魅力を発信し、移住・定住及び交流を促進していきます。
- WEB調査を定期的実施し、認知度などを確認しながら、将来的には、行政だけでなく、民間事業者や市民の方に広く本市の魅力をアピールしてもらえよう、動画配信やイベント等のシティプロモーションを戦略的に進めていきます。
- 市民からのアイデアを募集し、市民参加型のプロモーションHPやPR動画などを制作することで、市民と一体となって新たなまちの魅力創出に努めます。

方針②:国際化の推進

- 市民が外国の異文化を理解するための講座・イベントや外国人との交流機会の提供など多文化共生のまちづくりに向けた取組を推進します。
- 日本語を理解することが難しい市内在住の外国人などが、安心して暮らせるよう、やさしい日本語や多言語化による情報提供の取組を進めるとともに、外国人向け相談の実施、日本語学習などへの支援を行います。

■関連計画(個別計画)

計画名	計画期間
印西市シティプロモーションプラン(策定中)	令和3年度～令和7年度
印西市国際化推進方針	平成28年度～令和2年度

番号	3-5	施策名:観光資源の活用と観光の振興
----	-----	-------------------

担当課	商工観光課	関係課	
-----	-------	-----	--

■施策の目指す姿

新しい人の流れが生まれ、多くの人が訪れ、にぎわいと交流の機会がひろがるまちを目指します。

■計画期間中の取組の方向性

市、印西市観光協会及び地域との協力・連携により、市内の伝統行事や景観などの既存の観光資源や新たな観光資源を活用し、地域の活性化を図ります。

また、本市の観光資源の魅力を積極的に市内外に発信するため、情報発信手段の多様化、内容の充実を図ります。

■現状と課題

- 本市は、低地部における田園や水辺、里山などの自然景観や、住宅地と商業施設による都市景観、桜などの樹木や社寺等、多くの観光資源を有しています。
- 既存の観光資源の交通アクセスの改善や観光地としての整備に取り組み、多くの人が気軽に訪れられる環境づくりを目指す必要があります。
- 多様な情報発信手法を用い、効果的に観光情報を発信していく必要があります。また、観光に関する情報発信の一翼を担っている印西市観光協会の体制強化が必要です。
- 特色ある観光資源としての魅力を持つ水辺の地域について、新たな方策を検討する必要があります。

■成果指標

指標名(単位)	指標の算定方法 (出典元)	現状値 (最新年度)	目標値 (令和7年度)
観光資源の活用と観光の振興に関して満足している人の割合(%)	「満足」と「やや満足」の合計 (市民満足度重要度調査結果)	35.9 (平成29年度)	46
観光客入込客数(人)	実績値 (観光地点等観光入込客数調査)	1,063,688 (令和元年度)	1,100,000
観光協会会員数(団体)	実績値 (印西市観光協会の把握数)	124 (令和元年度)	160

■取組方針

方針①:観光資源の活用による地域の活性化

- JR成田線沿線の木下駅圏と小林駅圏周辺は、水陸交通の要衝であった木下河岸の面影を残す建造物や木下貝層、県内有数の桜の名所となっている小林牧場などの観光資源について、市、印西市観光協会等の関係団体及び地域が協力・連携して活用していくとともに地域の活性化を図ります。
- 北総線沿線の千葉ニュータウン中央駅圏周辺、印西牧の原駅圏周辺及び印旛日本医大駅圏周辺は、千葉ニュータウン区域の都市公園とともに千葉ニュータウンの開発以前の遺跡などの観光資源について、市、印西市観光協会等の関係団体及び地域が協力・連携して活用していくとともに地域の活性化を図ります。
- その他の地域は、にほんの里100選に選ばれた結縁寺、阿夫利神社、吉高の大桜、印旛沼や印旛水路などの水辺、永福寺薬師堂などがあり、市、印西市観光協会等の関係団体及び地域が協力・連携して活用していくとともに地域の活性化を図ります。

方針②:観光資源の創出

- 手賀沼・印旛沼・利根川など水辺の観光資源について、地理的な特性を活かした活用手法を検討していきます。
- 新たな産品の発掘など、市の観光振興に寄与する取組を市、印西市観光協会等の関係団体及び地域が協力・連携して推進します。

方針③:観光資源の周知

- 都心や成田国際空港からのアクセス性を活かした観光振興を図るため、SNSなどを活用した観光情報の発信を積極的に行うとともに、観光モデルコースの設定や観光サイン、ガイドマップ(多言語化を含む。)などの充実を図ります。
- 印西市観光協会との連携を強化するとともに、協会の機能強化を図るための支援を行います。

番号	4-1	施策名:適正な土地利用の推進
----	-----	----------------

担当課	都市計画課	関係課	開発指導課、都市整備課
-----	-------	-----	-------------

■施策の目指す姿

各地域の特性に応じた秩序あるまちづくりが行われ、豊かな自然と都市機能のバランスが取れたまちを目指します。

■計画期間中の取組の方向性

良好な居住環境や多様性の高い商業・業務地からなる市街地形成を図るため、地域の特性を踏まえ、住民の参加と協力を得ながら、適正な土地利用を推進し、自然環境と都市環境が調和するまちづくりを推進します。

■現状と課題

- 古くから低地部には田園、台地部には山林や畑地が広がり、里山などの自然環境が多く見られます。また、木下や小林地区では水運や鉄道等の交通の拠点を中心に市街地が形成され、千葉ニュータウン地区では住宅等の需要に応じて計画的に整備された市街地が形成されています。
- 木下駅圏は、市役所や文化ホールなど核となる公共施設が集積し、行政サービスの中心的な役割を担っています。地域住民からは日常生活の利便性を向上するための日常購買需要を満たす商業機能の充実が求められています。
- 小林駅圏は、公共施設、住宅地及び小規模な商業施設が集積しています。地域住民からは日常生活の利便性を向上するための日常購買需要を満たす商業機能の充実が求められています。
- 千葉ニュータウン中央駅圏は、商業及び業務施設及び住宅が最も集積しています。今後も北総地域の玄関口にふさわしい都市機能を備えたまちづくりが求められています。
- 印西牧の原駅圏は、沿道型商業施設や産業・業務機能の施設及び住宅が集積しています。今後も本市の発展をけん引する都市機能を備えたまちづくりが求められています。
- 印旛日本医大駅圏は、基幹災害拠点病院、公共施設、住宅地及び小規模な商業施設が集積しています。今後も本市の医療の中心を担うとともに日常生活の利便性を向上するための日常購買需要を満たす商業機能の充実が求められています。
- 地域生活拠点である永治、船穂、宗像、六合及び本埜地区は、古くから地域の生活を支える中心的な役割を担っています。今後も地域の歴史・文化的な資源を活かし、自然と調和を図り集落の生活を保全することが求められています。また、平賀学園台は大学と住宅が立地していることから市民と学生の利便性向上が求められています。
- 産業拠点である鹿黒南、松崎工業団地及びみどり台・つくりや台は、産業・業務機能の施設が集積しています。今後も本市の発展をけん引する都市機能を備えたまちづくりが求められています。
- 開発検討拠点である印旛中央地区は、千葉ニュータウンに隣接し、北千葉道路により東京方面や成田国際空港へのアクセスに恵まれた立地条件などを活かし、産業・業務機能及び居住機能を備えたまちづくりが求められています。
- 正確な地籍図は災害時の迅速な復旧や公共事業等の円滑な推進に必要なため、公図等の修正が求められています。



■成果指標

指標名(単位)	指標の算定方法 (出典元)	現状値 (最新年度)	目標値 (令和7年度)
土地の利用に関して満足している人の割合(%)	「満足」と「やや満足」の合計 (市民満足度重要度調査結果)	27.0 (平成29年度)	37
市街化区域人口(人)	市街化区域内の人口数 (住民基本台帳)	81,585 (令和2年)	86,300
地籍調査進捗率(%)	調査面積/調査対象面積×100 (都市計画課の把握数)	11 (令和元年度)	15

■取組方針

方針①: 駅圏機能の強化

- 木下駅圏は行政サービスの中心を備えるとともに、木下河岸の面影を残す建造物や木下貝層等の地域資源を活かし、人々に広く親しまれ活気あふれる拠点形成を促進します。
- 小林駅圏は、良好な居住環境の保全や駅前広場の整備等による交通結節点の機能を向上及び商業の活性化を図り、住民の生活を支えるゆとりある快適な拠点形成を促進します。
- 千葉ニュータウン中央駅圏は、商業や業務施設及び住宅地が集積し、市の発展をリードする都市機能を備え本市の顔である拠点形成を促進します。
- 印西牧の原駅圏は、沿道型商業施設、産業・業務施設及び住宅地が集積し、市の発展をけん引する都市機能を備えた拠点形成を促進します。
- 印旛日本医大駅圏は、基幹災害拠点病院を核とした医療の拠点及び、産業・業務機能と住宅地が調和した拠点形成を促進します。

方針②: 地域生活拠点の機能保全

- 永治、船穂、宗像、六合及び本埜地区は、集落地の生活を保全するため、地域の歴史的建造物や伝統、文化豊かな自然などの地域資源を活かした人の交流により活気ある地域の拠点形成を促進します。
- 平賀学園台地区は、大学及び戸建て住宅が立地していることから、市民と学生の生活を支える利便性の向上を図ります。

方針③: 産業拠点の充実

- 鹿黒南、松崎工業団地、みどり台・つくりや台地区は、産業・業務機能の施設が集積し、本市の発展をけん引する拠点形成を促進します。

方針④: 開発検討拠点の事業促進

- 印旛中央地区は、産業・業務機能及び居住機能を備えた拠点を形成するため、組合施行による土地区画整理事業の事業化を含めた必要な支援を行います。

方針⑤: 地籍調査の推進

- 地籍調査を実施することにより一筆毎の土地の位置や面積等を確定し、災害時の迅速な復旧や公共事業等の円滑な推進を図ります。

■関連計画(個別計画)

計画名	計画期間
印西市都市マスタープラン(策定中)	令和3年度～令和12年度
地籍調査事業計画	令和元年度～
印西市景観計画	平成30年度～

番号	4-2	施策名：緑あふれる居住環境の実現
----	-----	------------------

担当課	建築指導課	関係課	都市整備課、開発指導課
-----	-------	-----	-------------

■施策の目指す姿

市民が緑を身近に感じ自然災害に強く安心して暮らすことができる住環境が整ったまちを目指します。

■計画期間中の取組の方向性

地震などの自然災害に備えるために建築物の耐震化を促進するとともに、空家等の増加を抑制する予防対策や空家等の利活用を促進します。

また、緑を身近に感じ、暮らしに潤いを与える公園は、利用者の安全性や快適性の向上を図るため、計画的な改修・更新、適切な維持管理を推進します。

■現状と課題

- 木下駅及び小林駅周辺の既成市街地及び千葉ニュータウンの一部区域でも住宅などの建築物の老朽化が進んでいる一方で、千葉ニュータウン内の宅地分譲地や市街化調整区域内の開発行為による戸建て住宅の建設が増加しています。
- 沿道建築物の倒壊による道路閉塞の防止と延焼被害の低減が求められています。
- 所有者不明（相続放棄など）の空家等が増加することにより、適切な管理が行われていない空家等に起因する防災、衛生、景観などの諸問題が懸念されるため、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。
- 安全で快適な公園環境を維持していくためには、広場などの定期的な草刈に加え、防犯面にも配慮した樹木剪定などの適切な維持管理が必要です。
- 都市公園では、設置から数十年経過した公園施設の老朽化が進んでいるため計画的な改修・更新が必要です。
- 地域の方が愛着の持てる公園となるよう、市民との協働による清掃や花壇づくりを進めることが求められます。



■成果指標

指標名(単位)	指標の算定方法 (出典元)	現状値 (最新年度)	目標値 (令和7年度)
住宅施策に関して満足している人の割合(%)	「満足」と「やや満足」の合計 (市民満足度重要度調査結果)	31.8 (平成29年度)	42
空き家率(%)	空き家総数／住宅総数 (住宅・土地統計調査結果)	9.6 (平成25年度)	9.5
耐震化率(%)	耐震性あり／住宅総数 (印西市耐震改修促進計画)	91.5 (平成25年度)	95
公園に関する市民満足度(%)	「満足」と「やや満足」の合計 (市民満足度重要度調査結果)	71.3 (平成29年度)	82
市民参加による公園美化団体数(団体)	実績値 (公園美化団体数)	24 (令和2年度)	29

■取組方針

方針③:災害に強い住まいづくりの促進

- 安全で確実に避難できる避難路、災害時の患者の搬送や物資輸送を円滑にする緊急輸送道路の確保に向けて、沿道建築物の耐震・不燃化を促進します。
- 住宅の所有者などに対して耐震診断、改修などに関する情報提供や耐震性が劣る住宅に対する耐震診断、改修などの補助事業を実施します。
- 建築関係団体などの専門家の協力を得て、耐震に関して不安のある所有者などに対する相談窓口の充実を図ります。

方針②:空家等対策の推進

- 空家等に関しては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施することにより、地域住民の生活環境の保全や空家等の利活用を促進します。また、空き地に関しては、所有者などに適切な管理を求めます。

方針①:公園の適切な維持管理の推進

- 都市公園は、幼児から高齢者まで幅広い年齢層の公園利用者が安全に安心して利用できるよう適切な管理を行う必要があることから、公園施設の定期的な点検を実施し、計画的な改修・更新に努めます。
- 市民にとって身近にある公園の美化、保全などのため、自治会、地域住民、事業所などが自発的かつ自主的に行う公園の美化活動への支援を行い、市民と市が一体となったまちづくり活動を推進します。

■関連計画(個別計画)

計画名	計画期間
印西市都市マスタープラン(策定中)	令和3年度～令和12年度
印西市緑の基本計画(策定中)	令和3年度～令和22年度
印西市住生活基本計画	平成24年度～令和3年度
印西市耐震改修促進計画(改定中)	令和3年度～令和7年度
印西市空家等対策計画	令和2年度～令和8年度

番号	4-3	施策名:道路環境の充実
----	-----	-------------

担当課	建設課	関係課	都市計画課、土木管理課、交通政策課
-----	-----	-----	-------------------

■施策の目指す姿

道路網の構築と市道の適切な維持管理により、安全安心な道路環境を整備し、誰もが快適に移動できるまちを目指します。

■計画期間中の取組の方向性

主要幹線道路の整備を促進するとともに、駅圏や地域拠点を結ぶ地域間ネットワークの充実を図ります。また、道路の安全性を確保し、快適に移動できるよう、計画的な修繕を行うとともに、街路樹や植栽などの適切な維持管理に努めていきます。

■現状と課題

- 本市の道路網は、市北部を東西に横断する国道356号や市中央部を東西に横断する国道464号(北千葉道路)の都市軸に沿って各駅圏が形成され、鉄道とともに東京都心や成田国際空港など市外の都市間を連結しています。また、市内の駅圏、地域生活拠点及び産業拠点間を県道(主要地方道、一般県道)や市道が結び地域間の移動や地域交流の重要な役目を担っています。
- 都市軸である国道464号(北千葉道路)は、東京外かく環状道路と成田国際空港が直接結ばれることにより、本市の交通の利便性は格段に向上します。また、千葉柏道路は国道6号や国道16号の渋滞緩和として期待されています。
- 市内の拠点から市外の都市間を結ぶ県道による幹線道路の整備は、市内交通及び市外都市間の交通ネットワークを充実するため、早期の実現が求められています。
- 市内の拠点間を結ぶ市道による幹線道路の整備は、市内の交通ネットワークを充実し、安全性を向上するため早期の実現が求められています。
- 駅圏と地域生活拠点間等を結ぶ市道による補助幹線道路の整備は、市内の交通ネットワークを充実し、地域生活の利便性を向上するため早期の実現が求められています。
- 駅圏や地域生活拠点内の住宅地内等の区画道路は、通過交通の流入抑制等により安全性の向上が求められています。
- 道路の通行性や安全性を確保するため、舗装面、橋梁、その他道路構造物及び街路樹の適切な維持管理が求められています。
- 設置から数十年経過する橋梁もあり、印西市橋梁長寿命化修繕計画に基づいて計画的な維持管理に努める必要があります。

■成果指標

指標名(単位)	指標の算定方法 (出典元)	現状値 (最新年度)	目標値 (令和7年度)
道路環境に関して満足している人の割合(%)	「満足」と「やや満足」の合計 (市民満足度重要度調査結果)	43.5 (平成29年度)	54
都市計画道路の整備率(%)	実績値 (都市計画課の把握数)	74.9 (令和元年度)	75.3
1・2級市道の道路改良率 (幅員5.5m以上)(%)	実績値 (建設課・土木管理課の把握数)	48.8 (令和元年度)	50.7
舗装延長(m)	実績値 (土木管理課の把握数)	1,191 (令和元年度)	1,600
橋梁長寿命化修繕実施数 (橋)	実績値 (土木管理課の把握数)	0 (令和2年度)	19

■取組方針

方針①:主要幹線道路(国道)と都市幹線道路(県道)の充実

- 国道464号(北千葉道路)は北千葉道路建設促進期成同盟の活動を通して整備を促進します。
- 千葉柏道路は早期の事業化について国、県等の関係機関へ要請していきます。
- 主要地方道船橋印西線は船橋方面から千葉ニュータウン中央地区や木下・大森地区及び永治地区を経由し、茨城方面を結ぶ道路として、市域北部までの整備を促進します。
- 主要地方道千葉竜ヶ崎線バイパスは、木下駅圏と千葉ニュータウン中央駅圏を結ぶとともに、広域的に人・モノの活発的な流れを支える道路として整備を促進します
- 一般県道印西印旛線バイパスは、小林駅周辺の交通利便性を高める道路として整備を促進します。
- 本市と周辺都市間を結ぶ県道は、周辺都市と広域的なネットワークの充実のため整備を促進するとともに、通行性や安全性を確保するため改良や拡幅を促進します。

方針②:都市幹線道路(市道)、補助幹線道路、区画道路の充実

- 市道00-031号線は、小林駅圏と印西牧の原駅圏を結び、利便性を高める道路として整備を進めます。
- 市道竜腹寺線は、地域生活拠点の本埜地区と産業拠点のみどり台・つくりや台を結び、産業の活性化と利便性を高める道路として整備を進めます。
- 市道00-009号線、市道00-107号線、市道00-122号線、市道師戸・江川線、市道角田線は、市内の拠点等を結び、地域の活性化と利便性を高める道路として整備を進めます。
- その他の市道は、身近な生活空間への通過交通の流入を抑制するとともに、見通しの悪い交差点の改善や安全な歩行空間の確保を検討します。また、狭あい道路については、日常生活の利便性・安全性に配慮して整備を検討します。

方針③:道路の維持管理の推進

- 国道・県道は、適切な道路修繕・補修を、関係機関へ要請します。
- 市道は、道路状況を把握したうえで、安全性と快適性を高めるため、適切な修繕・補修に努めます。また、街路樹などについては、生活環境などに配慮し、適切な維持管理に努めます。
- 橋梁は印西市橋梁長寿命化修繕計画に基づいた適切な維持管理に努めます。

■関連計画(個別計画)

計画名	計画期間
印西市都市マスタープラン(策定中)	令和3年度～令和12年度
印西市橋梁長寿命化修繕計画	令和2年度～令和11年度

番号	4-4	施策名:上下水道事業の安定的な運営
----	-----	-------------------

担当課	水道課	関係課	下水道課
-----	-----	-----	------

■施策の目指す姿

安全で良質な水を安定的に利用でき、美しい河川、湖沼を将来に引きつぐとともに、大雨などによる市街地の浸水に強いまちを目指します。

■計画期間中の取組の方向性

安全で良質な水道水を安定的に供給するため、水需要を的確に把握し、受水量の確保や水道施設の計画的な整備・更新を進めます。

下水道の未整備地区を解消するため整備を進めるとともに、市街地での雨水による浸水対策を進めます。また、下水道施設の長寿命化や耐震化を進めます。

さらに、水道、下水道の両事業を安定的に継続するため、経営戦略などの事業計画により効率的な事業運営を進めます。

■現状と課題

○市の水道は昭和52年に整備開始し、建設後40年を経過しており、また、管路の耐震化率は平成27年度時点で約16%と低い状況です。このため、漏水など安定供給に支障をきたす可能性があることから、計画的に施設などの更新や長寿命化、耐震化を進める必要があります。

○水道普及率は84.1%であり、近隣団体と比べ低くなっています。今後の普及率の向上に当たっては、少子高齢化による人口減少、節水機器の普及などにより減少傾向にある水需要の動向を踏まえた計画を策定し整備・更新を進める必要があります。

○市営水道は1㎡当たりの給水原価が供給単価を上回り、費用超過となっています。給水原価と供給単価の差額の縮減に向け対応する必要があります。

○市営水道の配水場は3か所と事業規模に比較して多く、施設の統廃合の検討が必要です。

○下水道施設について、汚水管きょの約3割が施工から30年以上経過し、雨水管きょの約4割が施工から20年経過しており、今後、施設の老朽化への対応が求められています。

○今後、下水道管路などの老朽化が進むことに伴い維持管理費用の増加が見込まれ、公共下水道ストックマネジメント計画及び下水道総合地震対策計画により計画的に対応する必要があります。



■成果指標

指標名(単位)	指標の算定方法 (出典元)	現状値 (最新年度)	目標値 (令和7年度)
上下水道に関して満足している人の割合(%)	「満足」と「やや満足」の合計 (市民満足度重要度調査結果)	59.1 (平成29年度)	70
水道の普及率 (千葉県・印西市・長門川水道 企業団など)(%)	(給水人口／行政人口)×100 (千葉県公表値)	84.1 (平成30年度)	85
市営水道の普及率(%)	(給水人口／給水区域内人口) ×100(水道課の把握数)	70.42 (令和元年度)	72
水道事業の経常収支比率(%)	(経常収入／経常費用)×100 (市町村公営企業決算概況)	105.7 (平成30年度)	100%以上の 継続
下水道(汚水)の普及率(%)	(処理区域人口／行政人口)×100 (下水道課の把握数)	82.8 (令和元年度)	85
下水道事業の経常収支比率 (%)	(経常収入／経常費用)×100 (市町村公営企業決算概況)	— (令和2年度より公営企業法 法適用)	100%以上の 継続

■取組方針

方針①:水道の安定供給

○安全で良質な水道水を安定的に供給するため、水需要を的確に把握し、受水量の確保や水道施設の計画的な整備・更新を進めます。

方針②:計画的な下水道の整備

○下水道施設の適切な維持管理を行うため長寿命化・耐震化の段階的整備を進めます。
○下水道の未整備となっている区域の計画的な整備及び区域の見直しを図ります。
○市街地への雨水による浸水防除を進めます。

方針③:安定的な事業運営の実現

○上下水道事業の健全で安定的な事業運営を継続するため、経営戦略などの事業計画により効率的な事業運営を進めます。

■関連計画(個別計画)

計画名	計画期間
印西市都市マスタープラン(策定中)	令和3年度～令和12年度
印西市水道ビジョン	平成28年度～令和13年度
印西市汚水適正処理構想	平成27年度～令和6年度
印西市公共下水道全体計画	平成27年度～令和6年度
印西市手賀沼流域関連公共下水道事業計画	令和元年度～令和5年度
印西市印旛沼流域関連公共下水道事業計画	令和元年度～令和5年度
印西市公共下水道ストックマネジメント計画	令和元年度～
印西市下水道総合地震対策計画(Ⅱ期)	令和2年度～令和6年度

番号	4-5	施策名：公共交通の充実
----	-----	-------------

担当課	交通政策課	関係課	都市計画課、建設課、高齢者福祉課
-----	-------	-----	------------------

■施策の目指す姿

だれもが、公共交通ネットワークを利用して、便利で気軽に市内・市外に移動ができるまちを目指します。

■計画期間中の取組の方向性

市民のニーズや市内各地域の特性を踏まえ、日常生活などに必要な交通手段を確保するため、持続可能な市内公共交通ネットワークの形成を図ります。また、JR成田線や北総線・成田スカイアクセスの更なる利便性向上に努めます。

■現状と課題

- 市民の市内公共交通に対する満足度は低く、自動車がなくても移動しやすいまち、公共交通が充実したまち、既存地区とニュータウン地区間の交通網が整備されたまちを求める意見が多く出されています。
- 市内の公共交通機関と連携し、公共交通をネットワークとして捉え、市内の地域特性に応じた交通サービスを組み合わせるなど、利便性、効率性を高める取組を進める必要があります。
- 北総線の高運賃問題は、市民生活や沿線地域の活性化などにおいて重要な課題です。引き続き更なる運賃値下げに向けて、関係機関と協議していく必要があります。
- 地域の重要な路線であるJR成田線、北総線について、沿線自治体と連携し、情報発信やイベントを開催するなど、鉄道の利用促進、沿線地域の活性化に取り組んでおり、引き続き、市民の利便性向上に向けた取組を進める必要があります。
- 路線バスとコミュニティバス「ふれあいバス」では、連携不足による相互の乗り継ぎのしにくさや運行経路の重複や運賃の不均衡などがあり、利用状況などを踏まえ、市内のバスネットワークの適正化が必要です。
- 交通不便地域の解消を図るとともに、既存の公共交通維持と利便性の向上を図る必要があります。
- 高齢化に伴い、免許返納後の移動手段の確保などのニーズが高く、その対応が求められています。



■成果指標

指標名(単位)	指標の算定方法 (出典元)	現状値 (最新年度)	目標値 (令和7年度)
公共交通に関して満足している人の割合(%)	「満足」と「やや満足」の合計 (市民満足度重要度調査結果)	10.8 (平成29年度)	21
公共交通(バス)に関して満足している人の割合(%)	総合的な満足度(ふれあいバス、路線バス)の合算平均 (地域公共交通計画(基礎調査))	40 (令和元年度)	50
市内駅の1日あたりの乗降客数(人)	市内5駅年間乗降客数÷365日 (各鉄道会社の統計)	58,317 (令和元年度)	64,200
ふれあいバス利用者数(人)	市内6ルート年間利用者数 (委託先バス会社の報告)	245,944 (令和元年度)	270,600
路線バス(補助路線)利用者数(人)	市内4路線年間利用者数 (各バス会社の報告)	232,884 (令和元年度)	256,200
交通不便地域数(地域)	次の全てに該当する地域 ・市街化調整区域 ・バス停300m圏カバー率4割以下 ・駅・バス停から1km程度離れている。 ・デマンド交通(乗合タクシー)の区域外 (地域公共交通計画(基礎調査))	10 (令和2年度)	5

■取組方針

方針①: 持続可能な市内公共交通ネットワークの形成

- 市民の移動ニーズや地域の特性を踏まえ、路線バスとコミュニティバス「ふれあいバス」などの再編を進め、バス交通の効率化と充実を図り、利便性の高い持続可能な公共交通ネットワークを構築していきます。
- 高齢者や最寄りのバス停が自宅から離れており利用することが困難な方など、市民ニーズや地域の状況に応じた移動手段を、市、事業者及び関係機関が連携・協力のもと確保できるよう検討していきます。

方針②: 北総線・成田スカイアクセスの更なる利便性の向上

- 千葉県、沿線自治体、鉄道事業者で組織する北総線沿線地域活性化協議会での活動をとおり、鉄道利用者の増加による沿線地域全体の活性化を図るとともに、他社と比較して高い運賃の引下げ実現に向け、様々な機会を捉えて要望していきます。

方針③: JR成田線の利便性と快適性の向上

- 沿線自治体で組織する成田線活性化推進協議会や千葉県JR線複線化等促進期成同盟での活動を通して、増発や成田空港方面や千葉方面へのアクセス性向上、駅舎設備の充実など利便性と快適性の向上を目指します。

■関連計画(個別計画)

計画名	計画期間
印西市地域公共交通計画(策定中)	令和3年度～令和7年度
印西市都市マスタープラン(策定中)	令和3年度～令和12年度

番号	4－6	施策名：快適な生活環境の実現
----	-----	----------------

担当課	環境保全課	関係課	クリーン推進課
-----	-------	-----	---------

■施策の目指す姿

身近な生活環境が良好に保たれた衛生的で美しいまちを目指します。

■計画期間中の取組の方向性

清潔で美しい生活環境を作るため、環境美化に対する意識の高揚を図るとともに、きれいなまちづくりを目指した取組を市民や事業者と連携して進めます。また、廃棄物の不法投棄を防止し、早期発見・早期対応するための取組を進めます。

さらに、水質や土壌などへの影響を調査し、必要な対策を講じるとともに、鳥獣などによる被害の発生抑制に取り組めます。

■現状と課題

- 歩行喫煙やポイ捨て行為への指導件数は減少しているものの、駅周辺や幹線道路脇には、空き缶、紙くず、タバコの吸殻などのポイ捨てごみが見受けられる状況であり、引き続きごみのポイ捨てや歩行者喫煙の防止意識の浸透を図る必要があります。
- 環境美化意識の向上を図るため、町内会、自治会、事業者などの参加を得て、クリーン印西推進運動、ゴミゼロ運動による美化活動を継続する必要があります。
- 不法投棄の発生を抑止するため、監視カメラの設置をしているほか、夜間などの監視パトロールを実施しているものの、依然として不法投棄件数は年間150件程度発生していることから、不法投棄されない環境づくりを進める必要があります。
- 過去に水質汚染が発生した個所や市域の土壌汚染の調査結果を踏まえ、定期的に環境への影響状況をモニタリングし、安全性の周知など必要な対応を継続する必要があります。また、東日本大震災に起因した放射線の状況についても定期的なモニタリングを継続する必要があります。
- イノシシをはじめとする鳥獣による農産物の多大な被害が発生しており、猟友会などの関係機関と協力し、捕獲と被害防除及びイノシシなど有害鳥獣の生育しにくい環境整備が求められています。
- 鳥獣の捕獲従事者は高齢化が進んでいるため、今後捕獲従事者が減少していくことが見込まれることから、新たな担い手を確保するとともに、捕獲や防除作業の省力化を図る必要があります。



■成果指標

指標名(単位)	指標の算定方法 (出典元)	現状値 (最新年度)	目標値 (令和7年度)
生活環境に関して満足している人の割合(%)	「満足」と「やや満足」の合計 (市民満足度重要度調査結果)	—	50
不法投棄確認件数(件／年間)	実績値 (クリーン推進課の把握数)	149 (令和元年度)	100
イノシシなどによる農産物の被害額(千円)	実績値 (環境保全課の把握数)	13,154 (令和元年度)	11,200
新規捕獲従事者の確保(人)	実績値 (環境保全課の把握数)	38 (令和元年度)	100

■取組方針

方針①:美しく快適な環境づくりの推進

- ゴミゼロ運動やクリーン印西推進運動などの環境美化活動を通じて、市・市民・事業者などが一体となり公共の場所での環境美化に対する意識の向上を図ります。
- 歩行喫煙・ポイ捨て等防止条例の適正な運用を図り、歩行喫煙、タバコ・空き缶などのポイ捨て行為の取り締まりや、啓発活動を実施することで、マナー向上を推進します。

方針②:不法投棄防止対策の強化

- 不法投棄されにくい環境にすることが重要であることから、監視カメラの設置場所を状況により随時見直しを行うことや、幅広い時間帯で不法投棄防止パトロールを実施することにより、不法投棄の抑止に努めます。

方針③:環境汚染防止対策の推進

- 土壌の汚染及び地下水の水質汚濁について、市域をローテーションして調査を実施し、適切な規制対策を行うことで、良好な生活環境の維持や保全に努めます。
- 放射線について除染が完了しましたが、除去土壌などの処分が完了するまで市内の公共施設のモニタリングを定期的を実施します。

方針④:鳥獣被害対策の推進

- 農作物被害等の軽減を図るため、電気柵普及拡大や捕獲従事者の担い手を充実させます。
- 捕獲従事者の高齢化及び負担軽減に対応するため、ICTを活用した捕獲の推進など効率的かつ省力化に向け取り組んでいきます。

■関連計画(個別計画)

計画名	計画期間
印西市鳥獣被害防止計画	令和元年度～令和3年度

番号	4-7	施策名：自然との共生の実現
----	-----	---------------

担当課	環境保全課	関係課	クリーン推進課
-----	-------	-----	---------

■施策の目指す姿

恵まれた自然環境を保全し、豊かな自然環境が将来に引き継がれるまちを目指します。

■計画期間中の取組の方向性

市民の自然への関心を高め、自然保護に取り組む意識の醸成を図るとともに、自然の保護に取り組む市民や事業者などとの連携を深め、保全活動の担い手の育成を図ります。また、市民が自然について学ぶ機会や、自然を活用し自然の恩恵を感じ触れられる機会を提供します。

さらに、市民のごみ減量・再資源化の意識啓発やごみの再資源化の推進に向けた取組を進めるとともに、再生可能エネルギーの活用や河川や湖沼の水質保全の取組を進め、環境負荷の低減を図ります。

■現状と課題

- 台風、豪雨及び洪水など生活に甚大な被害を及ぼす自然災害が増加しており、その原因と考えられている地球温暖化への関心が高くなっていることから、環境への負荷を低減し環境を保全する取組が求められています。
- 環境への負荷を低減する取組として、プラスチックによる海洋汚染対策や、食品ロスの削減が世界的な課題となっています。
- ごみの減量・リサイクルの推進、環境負荷の低減・環境美化の推進について、重要と考える市民の割合が高くなっており、市民の自然保護・環境保全への認識が高まっています。
- さまざまな生きもののすみかとなっている里山について、農地、緑地の減少による影響や特定外来生物などの侵入により、生態系への影響が危惧されているため、対応が必要です。
- 一人一日あたりの家庭ごみの排出量は、減少傾向で推移していますが、今後も環境負荷の低減のため、ごみの減量化・再資源化を推進する必要があります。
- 市内の事業者数の増加により事業系ごみが増加しており、事業系ごみについてもごみの減量化・再資源化を進める必要があります。
- 温室効果ガスの発生を抑制するため、太陽光発電などの住宅用再生可能エネルギー及び省エネルギー機器の活用を引き続き進める必要があります。
- 下水道が整備されていない区域では、生活排水による河川の水質汚濁が懸念されるため、高度処理型合併処理浄化槽の設置を促進する必要があります。



■成果指標

指標名(単位)	指標の算定方法 (出典元)	現状値 (最新年度)	目標値 (令和7年度)
自然環境に関して満足している人の割合(%)	「満足」と「やや満足」の合計 (市民満足度重要度調査結果)	66.8 (平成29年度)	77
環境活動団体数(団体)	自然保護団体数(市民活動支援センター登録団体一覧等)	25 (令和元年度)	27
市民一人一日あたりの家庭系ごみ(資源物除く)の排出量(g/人・日)	排出量÷年度末人口÷年間日数 (クリーン推進課の把握数)	526.0 (令和元年度)	454.6
河川の水質汚濁(師戸川)(mg/l)	BOD濃度(印西市環境白書)	6.4 (平成30年度)	3.0以下

■取組方針

方針①: 自然の保護、保全体制の充実

- 里山や谷津田などの緑豊かな環境が減少していることから、市民・事業者・市の協働による緑の保全の取組を展開し、また、自然保護活動の推進、団体などの確保育成に努めます。
- 開発による農地の減少により在来の様々な動植物が徐々に失われています。また、外来種の侵入により、在来種の生態系維持を脅かすものとなってきたことから、絶滅危惧種をはじめ、動植物の保護や保全を図ります。

方針②: 自然を知り、自然と触れ合う機会の充実

- 自然探訪や自然教室などの観察会を通じて、身近な自然と触れ合う場や機会を提供し、動植物が生息、生育する場所の環境保全意識の高揚を図ります。

方針③: ごみの減量化と資源化の推進

- 市民・市・事業者の連携によるごみの減量化・再資源化に取り組み、資源循環型社会を実現するため、環境負荷低減に取り組みます。
- ごみの適正な処理のため、印西地区環境整備事業組合、印西地区衛生組合の既存処理施設の維持管理及び新たな処理施設の建設に、構成市町と連携して取り組みます。

方針④: 環境への負荷の低減

- 環境負荷低減のひとつとして、地球温暖化の原因のひとつでもある二酸化炭素などの温室効果ガスの削減を図るため、住宅用再生可能エネルギー及び省エネルギー機器の設置を推進します。
- 生活排水などが河川や湖沼の水質汚染の主な原因として考えられることから、高度処理型合併処理浄化槽の推進により、手賀沼や印旛沼の水質改善を目指し水辺環境の負荷低減を図っていきます。

■関連計画(個別計画)

計画名	計画期間
印西市環境基本計画	平成25年度～令和3年度
印西地区ごみ処理基本計画	令和元年度～令和15年度
印西市ごみ減量計画	平成24年度～令和2年度
印西市市内エコプラン	平成30年度～令和4年度
印西地区循環型社会形成推進地域計画	令和元年度～令和5年度

番号	5-1	施策名: 市政への参加と地域活動の推進
----	-----	---------------------

担当課	市民活動推進課	関係課	
-----	---------	-----	--

■施策の目指す姿

市民が市政及び地域の活動に積極的に参加するまちを目指します。

■計画期間中の取組の方向性

地域での活動などの基盤となる町内会などの活動に対する支援や町内会などへの加入を促進し、町内会などの活性化を支援します。また、地域コミュニティ活動の拠点となるコミュニティセンターや集会施設などの機能の維持、向上を進め、コミュニティ活動を促進します。

さらに、様々な活動を実施している市民活動団体に対し、情報提供、団体間の交流、連携のコーディネートなど、個人や団体の関心事や活動内容に応じた支援を行い、活動の充実、活性化を推進します。

また、市民がより積極的に市政に参加できるよう、市民参加の機会の拡充や制度の周知などを推進します。

■現状と課題

○ライフスタイルや価値観の多様化などにより町内会などの加入率が減少傾向にあり、本市においても、町内会加入率が60.8%(令和2年4月時点)となるなど、年々、減少傾向です。そこで、町内会などへの支援や市との協力関係の維持に努めるとともに、町内会などへの加入促進の支援や町内会などの設立に向けた情報提供を行う必要があります。

○コミュニティセンターの登録団体数が伸びており、地域コミュニティの拠点として市民に認知され、利用が進んでいるものと考えられます。今後、施設の老朽化を踏まえ、計画的な維持修繕、改修を行う必要があります。

○地域内の交流や地域活動のさらなる活性化を図るため、コミュニティセンターでの実施講座などを魅力あるものとして継続的に実施する必要があります。

○地域での活動拠点となる集会施設について、集会施設の老朽化や町内会などの会員の高齢化に対する改修など、町内会などの状況に応じた支援が必要となります。

○地域コミュニティの高齢化に伴い、役員の高齢化など、地域コミュニティの活力が低下する恐れがあり、地域活動への参加の働きかけが必要となります。

○市民活動支援センターの登録団体数及び協働事業の実施件数は増加傾向であり、市民活動の拠点としての機能を発揮し、高いニーズに対応する必要があります。

○市民参加条例に基づき市政への市民参加を推進するため、市民が行政に興味を持ち、より積極的な参加が進むよう、工夫した情報提供に努める必要があります。



■成果指標

指標名(単位)	指標の算定方法 (出典元)	現状値 (最新年度)	目標値 (令和7年度)
市政への参加と地域活動の推進に関して満足している人の割合(%)	「満足」と「やや満足」の合計 (市民満足度重要度調査結果)	39.3 (平成29年度)	50
市政への参加と地域活動の推進に関して満足している人の割合(市民協働について)(%)	「満足」と「やや満足」の合計 (市民満足度重要度調査結果)	20.9 (平成29年度)	31
市政への参加と地域活動の推進に関して満足している人の割合(市民参加について)(%)	「満足」と「やや満足」の合計 (市民満足度重要度調査結果)	20.9 (平成29年度)	31
町内会などへの加入率(%)	町内会など加入世帯数の合計 ÷市世帯数の合計 (市民活動推進課の把握数)	60.81 (令和2年)	61

■取組方針

方針①:コミュニティ活動の促進

○町内会などの住民自治組織を基本とした地域独自の活動展開を推進します。このため、地区集会施設の整備や、コミュニティ施設の活用促進、コミュニティセンター運営事業などを行います。

方針②:市民の主体的な活動の支援

○NPOなどの公益的な活動を行う市民活動団体に対して情報の収集や提供、協働の取組の推進など「場」、「資金」、「情報」、「交流」などに関する様々な支援を行い、地域における市民の主体的、自発的な活動や協働によるまちづくりを推進します。

方針③:市民参加意識の向上

○市民参加の重要性や協働によるまちづくりの必要性を啓発し、市民参加意識の向上に努めるとともに、市民参加の推進のため、適切な制度運用と参加機会の拡充を図ります。

番号	5-2	施策名：人権尊重と男女共同参画社会の実現	
担当課	市民活動推進課	関係課	子育て支援課

■施策の目指す姿

市民一人ひとりが、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができるまちを目指します。

■計画期間中の取組の方向性

家庭、地域、学校、職場その他の様々な場を通じて、市民がその発達段階に応じ人権尊重の理念に対する理解を深めることができるよう、関係機関との連携を図りつつ、人権教育及び人権啓発を継続して行います。

また、印西市男女共同参画プランに基づき、誰もが、個々の人権が尊重され、いかなる差別や暴力も受けることなく、自らの希望する生き方ができ、活躍できるまちづくりを実現する取組を推進します。

■現状と課題

- 本市では、平成16年に「印西市男女共同参画プラン」を策定して以降、約15年にわたり男女共同参画の取組を進めており、市民対象の意識調査では、男女が「平等である」と感じる人の割合が各分野で増加し一定の効果が得られています。しかし、依然として男性優遇と感じる人の割合が多く、男女共同参画社会の実現は道半ばと言えます。
- 急速に変化する社会情勢に対応していくためには、一人ひとりが互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮して、社会を豊かにしていくことが必要です。そのためには、市民一人ひとりが社会の一員としてその役割を果たし、誰もがいきいきと輝ける男女共同参画社会の実現を目指すことが必要となります。
- すべての人々が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、お互いに人権を尊重し合うことが必要です。そのためにはすべての個人が、相互に人権の意義及びその尊重と共存の重要性について理解を深めるとともに、自分の人権と同様に他人の人権をも尊重することが求められます。
- DV(配偶者からの暴力)やハラスメントなど対人関係における悩みや問題は、多様化かつ複雑化しているため、専門的な知識や経験を有する人材による相談支援などの体制を充実する必要があります。



■成果指標

指標名(単位)	指標の算定方法 (出典元)	現状値 (最新年度)	目標値 (令和7年度)
職場において男女平等が実現し満足している人の割合(%)	「満足」と「やや満足」の合計 (市民満足度重要度調査結果)	—	30
家庭生活において男女平等が実現し満足している人の割合(%)	「満足」と「やや満足」の合計 (市民満足度重要度調査結果)	—	40
人権が尊重された暮らしやすいまちであると感じる人の割合(%)	「満足」と「やや満足」の合計 (市民満足度重要度調査結果)	—	50

■取組方針

方針①: 男女共同参画社会の実現に向けた取組の推進

- 市民・事業所・市職員に対し、人権尊重と男女共同参画、職業生活における女性の活躍推進に関する意識の醸成と高揚を図るとともに、講座や相談などの取組を総合的に進めていきます。
- 男女共同参画に関する意識啓発や情報提供、相談などの場や機会の拡充に努めるとともに、情報の発信源となる拠点を整備します。

方針②: 人権尊重の推進

- 学校教育、家庭教育、生涯教育など、様々な場や機会をとらえ、人権教育や啓発講座などの取組を実施します。
- 人権擁護委員による人権教室や人権相談などの人権擁護活動を効果的に推進していくため、十分な連携を図り、その総合的な推進に努めます。

方針③: 相談支援体制の充実

- 関係機関との連携を通して相談事業の実施や適切な情報提供などを行い、悩みを抱える女性やDV(配偶者からの暴力)被害者を支援していきます。
- 相談者が安全に安心して相談できるよう体制を整備するとともに、専門的知識や経験を有する人材の確保に努めます。

■関連計画(個別計画)

計画名	計画期間
第3次印西市男女共同参画プラン	令和元年度～令和10年度

番号	5-3	施策名：行政の電子化・情報化の推進
----	-----	-------------------

担当課	管財課	関係課	秘書広報課
-----	-----	-----	-------

■施策の目指す姿

情報通信技術の活用により、業務の効率化を図るとともに、市民の利便性が高いまちを目指します。

■計画期間中の取組の方向性

ICT分野における技術革新や環境の変化に柔軟に対応しながら、市民生活の向上が図れるよう行政サービスを提供します。

また、庁内における情報機器などの配備・更新を進めて、高い情報セキュリティ水準を維持しながら、業務の安定稼働が図れるよう取り組みます。

さらに、市ホームページと広報紙などによる情報発信により、市民が必要な情報を手軽に入手できるようにします。

■現状と課題

○国などの各種計画においては、デジタル技術を活用した「Society5.0」という新しい社会の構築を目指した取組を進めており、地方公共団体においても積極的な推進が求められています。

○日々進歩しているAIやIoTなどの情報通信技術に対応するとともに、情報漏洩の防止対策など、より強固で高度なセキュリティ対策が必要となっています。

○市民が来庁しなくても行政への申請が可能となるよう、更なる行政手続きの電子化の推進が求められています。

○避難所などへの公衆無線LANや業務に使用する情報機器については、業務の安定稼働の観点から、適切に更新する必要があります。

○近年、インターネットを通じた情報入手やSNSによる交流などが活発化しており、また、行政が提供するオープンデータの活用も促進されています。

○紙媒体による広報紙などの発行と併せ、インターネットの即時性を生かし、ホームページやスマートフォンアプリなど、時代に即した多様な情報提供手段を活用し、行政情報などを提供する必要があります。



■成果指標

指標名(単位)	指標の算定方法 (出典元)	現状値 (最新年度)	目標値 (令和7年度)
市政情報の提供・公表に関して 満足している人の割合(%)	「満足」と「やや満足」の合計 (市民満足度重要度調査結果)	45 (平成29年度)	55
電子申請取扱い手続数(件)	実績値 (担当課の把握数)	18 (令和2年度)	25
公共施設予約の電子申請数 (件)	実績値 (担当課の把握数)	25,354 (令和元年度)	28,000

■取組方針

方針①: ICTの活用などによる効率的な行政運営

- 新たなICT技術を活用することにより、業務のデジタル化を進め、システムの安定稼働と情報セキュリティの強靱化に努めます。
- 災害時における被災者・避難者などの通信手段として、避難所などへ設置した公衆無線LAN(Wi-Fi)を適切に更新します。
- 各業務システムにおけるサーバー、パソコン、複合機などの情報機器を安定稼働するため適切に更新します。

方針②: 電子行政の推進

- 県内22団体で共同利用しているちば電子申請システムサービスの更新に伴う機能の拡張により、新たな電子申請サービスを追加し、市民の利便性の向上を図ります。
- 総務省が実施しているマイナンバーを活用した「ぴったりサービス」や市の公共施設が予約できる公共施設予約システムを適切に運用します。

方針③: 時代に即した情報発信

- 市ホームページや広報紙について、必要に応じて構成などの見直しを図り、より分かりやすく適確に市政情報を提供します。
- 本市の有形無形の文化財や観光資源などの動画・写真を活用し、SNS や動画など各種媒体を通じて、市内外へまちの魅力を発信します。

■関連計画(個別計画)

計画名	計画期間
印西市第4次情報化計画	平成29年度～令和3年度

番号	5-4	施策名：市民サービスの充実	
担当課	市民課	関係課	納税課、市民活動推進課、総務課

■施策の目指す姿

誰もが利用しやすく、満足度の高い行政サービスが受けられるまちを目指します。

■計画期間中の取組の方向性

市民課及び各出張所の取扱業務や開庁日などの見直しを行い、市民ニーズに応じた手続きしやすい窓口サービスを提供するとともに、マイナンバーカードを利用したコンビニなどでの証明書交付などを促進し、利便性の向上を図ります。また、窓口の民間委託化や統合化を進め、効率的な窓口サービス体制の構築を図るとともに、市税など公金の納付機会の更なる充実に努めます。

さらに、市民が抱える不安などを解消するため、市民相談を実施します。また、情報公開制度を適切に運用し、より信頼される行政運営を進めます。

■現状と課題

- 市民のライフスタイルの多様化に対応した行政サービスの提供が求められている中、マイナンバーカードの運用が始まりました。オンラインでできる手続きは増えたものの、マイナンバーカードの交付率は全国的に低く、印西市においても、15.6%（令和2年3月末時点）にとどまっており、普及促進が求められています。
- 窓口サービスにおいては、感染症の拡大防止に伴う新しい生活様式に対応するとともに、混雑を分散した窓口対応やオンライン手続きへの誘導が必要となっています。
- 支所・出張所については、各施設の近接性や利用頻度、人口分布などから適切な配置及び業務内容の見直しについて検討する必要があります。また、出張所の見直しに併せて、業務の拡充を検討する必要があります。
- 日常生活におけるさまざまな心配や不安を抱える人への支援として、気軽に相談できる場が求められています。
- 例年、1,000件前後の市政情報の公表・提供を行っています。今後も市民の関心の高い情報を正確で分かりやすく、迅速に得られるよう積極的な情報公表・提供が求められています。



■成果指標

指標名(単位)	指標の算定方法 (出典元)	現状値 (最新年度)	目標値 (令和7年度)
市民サービスの充実に関して満足している人の割合(%)	「満足」と「やや満足」の合計 (市民満足度重要度調査結果)	58.5 (平成29年度)	69
市政情報の公表・提供数(件)	実績値 (総務課の把握数)	941 (令和元年度)	1,548

■取組方針

方針①:窓口サービスなどの充実

- 窓口の民間委託化及びIT技術やキャッシュレスの活用を目指し、証明書の発行などは、窓口を訪れずに済むよう、マイナンバーカードの取得と利用可能なサービスの案内を推進するとともに、市税など公金の納付機会の更なる充実に努めていきます。
- 現在の窓口体制や窓口サービス内容は市民ニーズに応じて適宜見直し、窓口の民間委託化を進め、特に転入転出などの手続きのワンストップ化に取り組むなど、利便性の向上に努めます。

方針②:各種相談の実施

- 市民の日常生活における悩みや問題について、専門的な知識や経験をもつ相談員から助言や情報などが得られる場として、法律相談や市民生活相談などの市民相談を実施します。

方針③:情報公開制度の適正な運用

- 「市政情報の公表及び提供の積極的な推進に関する要綱」を適切に運用して、さらに市政情報の公表・提供の質的、量的向上を図ります。

■関連計画(個別計画)

計画名	計画期間
第5次印西市行政改革大綱	平成28年度～令和2年度
第5次印西市行政改革実施計画	平成28年度～令和2年度

番号	5-5	施策名:持続可能な行財政経営の実現	
担当課	総務課	関係課	人事課、財政課、企画政策課、資産経営課

■施策の目指す姿

効率的な行政経営により、将来にわたって市民サービスを維持していく、持続可能なまちを目指します。

■計画期間中の取組の方向性

社会情勢の変化などに対応した行政サービスを提供するため、事務事業などの見直しを行います。

また、行政課題などに的確に対応するため、職員の能力を最大限に発揮させるような研修機会の充実や OJT 機会を与えることで、職員の育成を進めます。

さらに、本市では多くの公共施設が大規模改修時期を迎え、多額の改修費用が必要となっていることから、公共施設の整理統合や維持管理の効率化に取り組み、費用負担の軽減を図ります。

■現状と課題

- 複雑・多様化する社会情勢や市民ニーズなどに対応した、効率的で効果的な行政サービスについて検討する必要があります。
- 人口が増加する中で、行政サービスを維持、向上するため、適切な職員数を確保するとともに、行政課題などに適切に対応する職員の能力を育成する必要があります。
- 超高齢社会下における福祉ニーズなどの増大に伴う扶助費などの社会保障関係経費の増加が見込まれ、学校や道路など公共施設の改修により、投資的経費は引き続き大きな割合を占める見込みであり、市の財政運営に与える影響が懸念されていることから、将来の財政負担を見通した中長期的な視点で財政運営を推進する必要があります。
- 効率的・効果的な行政運営を行うため、近隣自治体との広域的な事業の連携を図るとともに、専門分野における高い技術などを持つ、民間企業や大学などと連携し、市の事業運営に活用する必要があります。
- 公共施設の老朽化が進む中で、将来的には人口減少や少子高齢化の進行により、公共施設の更新などに充当できる財源を確保することが難しくなり、公共施設などを適正に維持することが困難になると予想されています。公共施設の更新などの費用負担を軽減するため、公共施設の整理統合など、公共施設マネジメントに取り組む必要があります。
- 現在の公共施設は主に平成22年の市村合併前の公共施設の配置が基本となっています。地域における人口の状況や市民ニーズに対応した公共施設の配置が求められており公共施設のあり方について検討する必要があります。



■成果指標

指標名(単位)	指標の算定方法 (出典元)	現状値 (最新年度)	目標値 (令和7年度)
持続可能な行財政経営に関して 満足している人の割合(%)	「満足」と「やや満足」の合計 (市民満足度重要度調査結果)	20.4 (平成29年度)	31
経常収支比率(%)	経常経費充当一般財源÷(経 常一般財源+減収補填債特例 分+臨時財政対策債)	87.0 (令和元年度)	90.0未満

■取組方針

方針①: 事務事業の見直しと事務改善の推進

○事務事業の効率化を図るため、ICTを活用した行政サービスなどを進めるとともに、業務の民間委託や事務改善などを積極的に推進します。

方針②: 職員の育成

○定員管理計画に基づき適正な職員数を確保するとともに、さまざまな職員研修の参加機会を確保するなど、職員の能力向上を図ります。
○長時間勤務の是正など、職員の働き方改革を進め、職場環境の向上を図ります。

方針③: 健全で安定的な財政運営の推進

○市税収入などの自主財源の確保、歳出額の抑制を図るとともに、中長期的な視点を持った計画的な財政運営を推進します。

方針④: 広域連携・産学官連携の推進

○効率的・効果的な行政経営のために必要となる関係自治体との広域連携及び民間企業、大学などとの連携を推進していきます。

方針⑤: 公共施設マネジメントの推進

○公共施設等総合管理計画や公共施設適正配置アクションプランなどに基づき、公共施設の集約化や複合化などに取り組み、公共施設保有量の縮減を図ります。
○公共施設の整理統合により生じた跡地の売却や貸付などにより、公共施設の更新など費用に充当する財源の確保に努めます。
○公共施設の維持管理費の縮減や管理・運営の効率化を図るため、指定管理者制度の導入などの民間活用を推進します。

方針⑥: 公共施設の配置などの適正化の検討

○市域全体の公共施設のあり方について、地域の状況、特性、市民ニーズなどを反映し配置の適正化について検討を進めます。

■関連計画(個別計画)

計画名	計画期間
印西市公共施設等総合管理計画	平成29年度～令和32年度
印西市公共施設適正配置実施方針	平成29年度～令和12年度
印西市公共施設適正配置アクションプラン	令和2年度～令和12年度
第5次印西市行政改革大綱	平成28年度～令和2年度
第5次印西市行政改革実施計画	平成28年度～令和2年度

第5章 財政計画（財政フレーム）

財政計画（財政フレーム）は、中長期展望にたって限られた財源の効率的な運用を図りつつ、各種施策を計画的に展開していくにあたって基本となる財政の枠組みで、本基本計画期間（5年間）における予算の総枠を示すものです。

第1次基本計画の計画期間である令和7年度までの財政の見通しは、市税収入は横ばいで推移するものの、超高齢社会下における福祉ニーズなどの増大に伴う扶助費などの社会保障関係経費の増加が見込まれます。

また、学校や道路など公共施設の改修により、投資的経費は引き続き大きな割合を占める見込みです。

主な歳入の推移

（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市税	20,019	20,097	20,232	20,071	20,086
国・県支出金	8,364	8,517	8,725	8,866	9,009
地方交付税	90	90	90	90	90
繰入金	1,708	1,784	1,566	1,603	2,035
市債	1,826	689	1,635	1,819	1,252
諸収入	1,250	1,093	1,064	768	725
その他の歳入	4,064	4,056	4,056	4,056	4,056
合 計	37,321	36,326	37,368	37,273	37,253

主な歳出の推移

（単位：百万円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人件費	6,514	6,514	6,514	6,514	6,514
扶助費	9,992	10,240	10,491	10,659	10,837
公債費	1,698	1,522	1,584	1,318	1,306
物件費	5,954	5,918	5,876	5,876	5,876
補助費等	4,709	4,954	4,837	4,797	4,711
投資的経費	5,412	4,080	4,789	4,824	4,703
その他の経費	3,042	3,098	3,278	3,285	3,305
合 計	37,321	36,326	37,368	37,273	37,253

※財政見通しについては、新型コロナウイルス感染症についての影響額は反映されていません。

資料編

策定経緯

1	H30年9月21日	印西市総合計画策定基本方針策定
2	H30年10月25日	総合計画審議会 ・総合計画の策定について（諮問）
3	R1年8月3日	市民会議 ・市の魅力や理想像など
4	R1年8月9日	中学生会議 ・市の魅力や理想像など
5	R1年8月26日	若手職員会議 ・市の魅力や理想像など
6	R1年9月24日	総合計画策定作業部会 ・将来都市像について など
7	R1年11月13日	総合計画策定本部 ・将来都市像、人口推計など
8	R1年11月29日	議会（全員協議会）へ報告 ・策定経過、将来都市像、人口推計など
9	R1年12月23日	総合計画審議会 ・策定経過、将来都市像、人口推計など
10	R2年1月8日	総合計画策定本部幹事会 ・策定経過、将来都市像、政策の大綱案について
11	R2年1月29日	総合計画策定本部 ・将来都市像案の決定、政策の大綱案について
12	R2年2月3日	総合計画策定本部幹事会 ・序論（素案）及び基本構想（素案）について
13	R2年2月21日	総合計画策定本部 ・序論（素案）及び基本構想（素案）について
14	R2年3月13日	議会（全員協議会）へ報告 ・序論（素案）及び基本構想（素案）について
15	R2年3月16日	総合計画審議会（書面開催） ・序論（素案）及び基本構想（素案）について
16	R2年5月1日から 5月31日まで	市民意見公募手続（パブリックコメント）
17	R2年6月19日	総合計画策定本部 ・基本構想（素案）のパブリックコメント結果について
18	R2年6月26日	総合計画審議会 ・答申の検討についてなど
19	R2年7月3日	総合計画策定幹事会 ・基本計画の策定について など
20	R2年7月16日	総合計画策定作業部会 ・基本計画の策定について など
21	R2年7月30日	基本構想（素案）に対する答申
22	R2年8月12日	総合計画策定本部 ・次期総合計画の基本構想（案）の決定について など

23	R2年9月3日	市議会で基本構想（案）を可決
24	R2年10月6日	議会（勉強会）へ報告 ・印西市第1次基本計画（素案）について
25	R2年10月8日	総合計画審議会 ・印西市総合計画について

関係条例

印西市基本構想の策定に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、市が総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、まちづくりの最も基本的な指針となる印西市基本構想（以下「基本構想」という。）を策定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本構想の策定等）

第2条 市は、まちづくりの理想像（以下「将来都市像」という。）の実現に向けて、基本構想を策定するものとする。

2 基本構想は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 市が目指す将来都市像
- (2) まちづくりの基本的な方針
- (3) 土地利用に関する基本的な方針
- (4) その他まちづくりに関する基本的な事項

3 基本構想の期間（以下「構想期間」という。）は、おおむね10年とし、当該基本構想において定めるものとする。

（基本構想の変更）

第3条 市は、社会情勢等の変化に伴い、基本構想の内容及び構想期間を見直す必要が生じたときは、構想期間内であっても、当該事項を変更することができる。

（市民等の意見の反映）

第4条 市は、基本構想を新たに策定し、又は変更するときは、印西市市民参加条例（平成20年条例第14号）の例により同条例第2条第2号に規定する市民等の意見を積極的に反映するよう努めるものとする。

（議会の議決）

第5条 市は、基本構想を新たに策定し、又は変更するときは、議会の議決を経なければならない。ただし、基本構想の趣旨の変更を伴わない軽微な変更の場合はこの限りでない。

（公表）

第6条 市は、基本構想を新たに策定し、又は変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

印西市総合計画審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、印西市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、印西市総合計画に関する事項について、調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、知識経験を有する者及び公募により選出された市民のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画財政部企画政策課で処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年3月19日条例第17号）

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月26日条例第5号）

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日条例第16号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日条例第10号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月15日条例第25号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月25日条例第33号）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の印西市総合計画審議会条例（以下「新条例」という。）の規定により印西市総合計画審議会の委員（以下「委員」という。）として委嘱するための必要な手続については、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(経過措置)

3 新条例の規定により委員として新たに委嘱された者の任期は、この条例の施行の際現に委員である者の残任期間に相当する期間とする。

4 この条例の施行の際現に改正前の第3条第2項第4号の規定により委嘱されている委員は、引き続き新条例第3条第2項に規定する公募により選出された市民として委嘱された委員とみなす。

附 則（平成22年3月17日条例第32号）

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

諮問・答申

○諮問

印西企第178号
平成30年10月25日

印西市総合計画審議会
会長 吉村 彰 様

印西市長 板倉 正直

印西市総合計画について（諮問）
このことについて、市の将来のまちづくりの基本的指針となる印西市総合計画を策定するにあたり、印西市総合計画審議会条例（昭和57年条例第18号）第2条の規定により下記のとおり諮問します。

○答申

令和2年7月30日

印西市長 板倉 正直 様

印西市総合計画審議会
会長 吉村 彰

印西市総合計画基本構想について（答申）
平成30年10月25日付け印西企第178号で諮問のありましたこのことについて、本審議会において慎重に審議した結果、次のとおり答申します。

〔答申〕

- 1 本審議会は、印西市総合計画序論（素案）及び基本構想（素案）を妥当と判断します。
- 2 市民が住みよさを実感し、将来も住み続けたいと思えるまちづくりを進めるために、下記に掲げる事項を積極的に推し進めていただけるよう要望します。

記

政策1 安全・安心・健康福祉について

- （1）地震、台風、豪雨及び洪水等から市民の生命と財産を守る対策
- （2）犯罪等の被害から市民を守る対策
- （3）感染症等から市民の生命を守る対策
- （4）高齢者や障がい者が安心して生活できる対策

政策2 子育て・教育・文化について

- （1）社会全体に多大な影響を及ぼす少子化への対策
- （2）子どもたちの多様な可能性を伸ばすための教育
- （3）伝統文化等を次世代へ継承する対策
- （4）誰もが生涯を通して学ぶことのできる環境の整備

政策3 産業・交流について

- （1）若い世代の就職の希望を叶える雇用の場の確保
- （2）農業や商工業の活性化と事業継続対策
- （3）にぎわいのあるまちを創出するための対策

政策4 まちづくり・生活環境について

- （1）インフラや施設等の老朽化対策
- （2）高齢化の進行にともなう移動手段の確保
- （3）利便性向上のための交通ネットワークの構築
- （4）持続化可能な社会を実現するための自然環境の保全

政策5 住民自治・協働・行財政について

- （1）共助活動を継続するための地域コミュニティへの支援
- （2）人口減少や少子高齢化の進行に対応した行政サービスの提供
- （3）持続可能なまちづくりのための適正な行財政経営

市民会議・中学生会議・若手職員会議の概要

1. 市民会議 開催概要

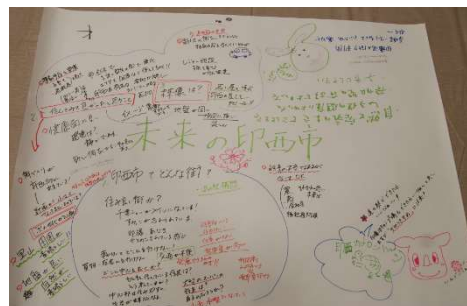
今後のまちづくりの方向性に関する多様な意見を把握するため、市民全般を対象とする市民会議を実施し、ワールドカフェ方式により、「印西市の理想の未来像」などについて話し合い、ご意見をいただきました。

開催日	令和元年8月3日（土）
開催時間	13時～15時
開催場所	イオン千葉ニュータウン店3F イオンホール
募集対象	市内在住または在勤在学の18歳以上の方
募集方法	無作為抽出により、市民1,000人に案内状を送付
参加者	57名（男性21名、女性36名）
内容	■ ご自身の経験や思いを踏まえつつ、印西市の魅力や理想像に関して、テーマに沿った話し合いを行う。 ■ 1テーマが終わるごとに、席替えをしながら、合計3つのテーマについて多様な方と対話を行う。 ■ 意見交換後、「10年後の印西市はどんなまちになっていて欲しいか？」について、最も印象に残った意見を2枚ずつ付箋に書き出す。 ■ その後、計画に位置付けられた大綱別の模造紙に付箋を貼り付け、全体で意見共有を行う。

1. カフェのようにくつろいだ雰囲気



2. 思いついたことを自由に記載



3. ラウンドごとにメンバー交換



4. 付箋による意見の整理



2. 中学生会議 開催概要

今後のまちづくりの方向性に関する多様な意見を把握するため、市内の中学生を対象とする中学生会議を実施し、ワールドカフェ方式により、「印西市の理想の未来像」などについて話し合いご意見をいただきました。

開催日	令和元年8月9日（金）
開催時間	14時～16時
開催場所	印西市文化ホール多目的室
募集対象	市内在住の中学生
募集方法	市内の各中学校から推薦で3～5名
参加者	31名（男性 15 名、女性 16 名）
内容	■ ご自身の経験や思いを踏まえつつ、印西市の魅力や理想像に関して、テーマに沿った話し合いを行う。 ■ 1テーマが終わるごとに、席替えをしながら、合計3つのテーマについて多様な方と対話を行う。 ■ 意見交換後、「10年後の印西市はどんなまちになっていて欲しいか？」について、最も印象に残った意見を2枚ずつ付箋に書き出す。 ■ その後、計画に位置付けられた大綱別の模造紙に付箋を貼り付け、全体で意見共有を行う。

1. カフェのようにくつろいだ雰囲気



2. 思いついたことを自由に記載



3. ラウンドごとにメンバー交換



4. 付箋による意見の整理



3. 若手職員会議 開催概要

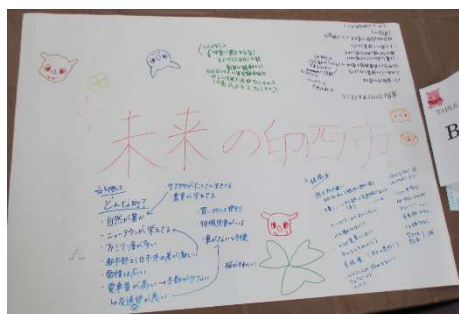
市の若手職員が総合計画の策定に関わる機会を確保するとともに、市民会議・中学生会議と同様の意見交換を行い、意見の共通点や相違点などの比較を行いました。

開催日	令和元年8月26日（月）
開催時間	13時30分～15時30分
開催場所	印西市役所農業委員会会議室
募集対象	印西市役所に入庁してから2年目及び3年以内の職員
募集方法	対象者へ参加依頼
参加者	24名（男性 14名、女性 10 名）
内容	■ ご自身の経験や思いを踏まえつつ、印西市の魅力や理想像に関して、テーマに沿った話し合いを行う。 ■ 1テーマが終わるごとに、席替えをしながら、合計4つのテーマについて多様な方と対話を行う。 ■ 意見交換後、「10年後の印西市はどんなまちになっていて欲しいか?」「総合計画を活用するための工夫は何か?」について、最も印象に残った意見を2枚ずつ付箋に書き出す。 ■ その後、模造紙に付箋を貼り付け、全体で意見共有を行う。

1. カフェのようにくつろいだ雰囲気



2. 思いついたことを自由に記載



3. ラウンドごとにメンバー交換



4. 付箋による意見の整理



用語解説

あ行

ICT	インフォメーションアンドコミュニケーションテクノロジーの略。インターネットや携帯電話の普及など情報通信技術（IT）が急激に進歩する中で、世代や地域を越えて人と人を結ぶなど「コミュニケーション」にも着目した用語です。
IoT	インターネットオブシングスの略。自動車・電化製品など、IT機器以外の「もの」が、インターネットにより相互に接続されているシステムのことです。
いんざいお仕事探しナビ	本市が提供する求人と就労に役立つ情報のサービスのことです。
いんざい健康ちょきん運動	住み慣れた地域での、健康づくり・地域づくりを目的とした住民主体の活動で、おもりとバンドを使う誰にでもできる簡単な運動のことです。
印西市受動喫煙防止対策ガイドライン	本市は、平成26年6月に一部改正された労働安全衛生法の労働者の健康保持の観点から、印西市公共施設等敷地内全面禁煙化計画、「健康いんざい21～印西市健康増進計画」により禁煙推進に取り組んでいるという背景があり、より一層の受動喫煙対策のために作成されたガイドラインです。
印西地区衛生組合	印西市・栄町で構成される広域行政組織で、し尿及び浄化槽汚泥の処理などを共同実施しています。
印西地区環境整備事業組合	印西市、白井市、栄町で構成される広域行政組織で、一般廃棄物の処理、墓地・火葬場の運営、平岡自然の家の運営などを行っています。
SNS	ソーシャルネットワーキングサービスの略。インターネット上の会員制サービス的一种で、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や、新たな人間関係を構築する場を提供するものです。
NPO	非営利団体（ノンプロフィットオーガニゼーション）の略。行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織です。
OJT	オンザジョブトレーニングの略。従業員の職業訓練で、仕事の現場で実務に携わりながら業務に必要な知識・技術を習得させるものです。
オープンデータ	原作者を示すなどの一定の決まりのもとで誰でも自由に利用・再利用・再配布できる公開されたデータです。
温室効果ガス	温室効果をもたらす気体で、二酸化炭素・水蒸気・メタン・一酸化二窒素・オゾン・フロン類などです。

か行

介護保険制度	40歳以上の国民が被保険者として介護保険料を納め、要介護状態になった時に訪問介護をはじめとする介護保険サービスを費用の1割又は2割負担で利用できる社会保障制度です。
かかりつけ医、かかりつけ薬局	病気の時に固定的に利用する地域の身近な診療所などや薬局。医師・歯科医師・看護師・薬剤師などのスタッフによる継続的な健康状態の観察が期待できるとともに、顔なじみの関係の構築により、健康問題や病気について気軽に相談しやすいといった利点があります。
合併処理浄化槽	微生物の有機物分解作用を利用し、し尿と生活雑排水をあわせて処理する装置です。
観光客入込客数	都道府県の観光地を訪れた、観光客の延数のことです。
起業	新しく事業を起こすことです。
機能別消防団員制度	仕事や家族の都合などで消防団の全ての活動に参加することが困難な場合、予防団員、広報団員、OB 団員として、能力やメリットを生かした特定の活動を行う制度です。

協働	複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することです。本市では、市民活動推進条例の中で、「市民、市民活動団体、事業者及び市がそれぞれの役割りを自覚し、自主的な行動に基づき、対等な立場で互いに協力及び連携しながらまちづくりを進めること」と定義しています。
クリーン印西推進運動	地域の散乱ごみ・空き缶の清掃を目的として、市民・事業所に参加いただいて一斉に実施している清掃活動。毎月第1月曜日を「クリーン印西推進デー」としており、運動を実施しています。
グループホーム	障がい者・高齢者・児童などが自立し、地域社会で生活するための共同住居です。
グローバル化	地球規模の、という意味です。
景観計画	良好な景観形成のために景観法に基づいて策定する計画であり、景観形成を図る区域や方針などを定めています。景観行政団体が定める景観計画区域では、建築や建設など景観にかかわる開発を行う場合に、設計や施工方法などの届出義務が生じます。
経常収支比率	税などの一般財源を経常的経費にどれくらい充当しているかをみるもので、この比率が高いほど財政構造が弾力性を失っていることを示します。
刑法犯	刑法上の罪状を有する犯罪です。
KPI（重要業績評価指標）	キーパフォーマンスインディケーターの略。事業・戦略の経過と目標達成度を的確かつ定量的・可視的に測定・評価するために設定する基準指標です。
健康寿命	健康上の問題で行動を制限されることなく日常生活を送れる期間のことで、寿命から介護を要する期間を除いたものです。
権利擁護	高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない場合などに人権や財産などの権利を守るため、成年後見制度や、各種サービスの適切な利用を援助する制度のことです。
合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当します。
公債費	行政機関が公債（借金）の元金・利息の返済のために必要とする経費です。
耕作放棄地	農林業センサスにおいて、「以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する考えのない土地」とされ、農家などの意思に基づき調査把握したものです。
交通不便地域	人口減少・少子高齢化で地域公共交通の利用者が減少し、経営状況の圧迫などにより、必要な公共交通サービスを受けられず、日常生活に不便が生じている地域です。
高度処理型合併処理浄化槽	家庭から出る生活雑排水とし尿と併せて処理する合併処理浄化槽の働きに加え、有機物（BOD）だけでなく、湖沼で夏場に発生する「アオコ」（富栄養化）の発生原因となる窒素やリンなども除去できる合併処理浄化槽です。
広報レポーター制度	レポーターに応募した市民が、市内のさまざまな行事やお祭り、歴史・文化などについて、自ら取材・撮影して記事にし、広報いんざいで紹介する制度です。
ゴミゼロ運動	空き缶などの収集活動を中心とした街頭での広域的な統一美化キャンペーンです。千葉県では5月30日（ゴミゼロの日）に近い日曜日に実施しています。
コミュニティ	顔見知りの関係を保ちながら、家庭生活や仕事、教育、余暇活動などを行っている一定の地域社会です。それぞれの地域の生活課題を共同作業で解決するために、町内会・自治会・町会・区といった地域の自

	治組織が組織化されています。
コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みのことで。
コミュニティバス	自治体など地域の組織が住民の移動手段を確保するために運行するバスです。

さ行

再生可能エネルギー	絶えず資源が補充されて枯渇することのなく、エネルギー源として永続的に利用することができるもので、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存する熱、バイオマスがあります。
里山	集落、人里の近くにあり、農林業や自然を利用する生活の営みによって、生態系の保全や水資源の循環、景観形成など多様な機能が維持管理されてきた森林や谷津のことです。
ジェネリック医薬品	厚生労働省により認められた、新薬と同等の効き目・有効成分を持ちながらも開発コストが省かれた分、価格が安く提供される医薬品のことで。
市街化区域	都市計画区域内で、市街化を積極的に図る区域です。
市街化調整区域	都市計画区域内で、市街化の抑制を図る区域です。
自主防災組織	町内会・自治会などの地域団体や企業などが自主的に組織する防災組織。大規模災害の初動期に重要な役割を果たすことが証明されています。
実質公債費比率	普通会計が負担する元利償還金及び准元利償還金の標準財政規模に対する比率で、35%以上が「財政再生基準」、25%以上が「早期健全化基準」とされています。准元利償還金とは、繰出金や一部事務組合などへの負担金・補助金の地方債償還財源や公債費に準ずる債務負担行為が該当します。
シティプロモーション	地域の魅力を地方自治体が「営業」し、地域のイメージ向上やブランドの確立を目指し、観光客の増加、転入者の増加などにより経済効果を高めて地域活性化につなげる取組です。
市民アカデミー	市民の生涯にわたる学習を支援し、学びあいによる仲間づくりを進め、学習成果を活かし、まちづくりに生きがいを持って取り組むことができる実践的人材を育成することを目的として開設する2年間の学び舎のことで。
市民参加条例	市民が市の行政活動にかかわるための基本的な事項を定め、市民参加を推進することにより魅力と活力のある地域社会の発展に寄与することを目的として制定された条例です。
社会体育施設	一般の利用に供する目的で地方公共団体が設置した体育館、水泳プール、運動場などのスポーツ施設のことで。
社会福祉協議会	社会福祉の推進を目的とする公共的団体で、国や県、市町村を単位に組織されています。ボランティアの育成、相談業務などを行うほか、公的福祉サービスを運営する社会福祉協議会もあります。
就労継続支援	障害者総合支援法上のサービスメニューの1つで、最低賃金法の適応を受ける一般就労のA型と、福祉的就労のB型に分かれます。
情報公開制度	行政が保有している公文書を市民の皆さんからの請求に応じて、開示する制度です。
情報活用能力	「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」の3観点の能力です。

人権擁護委員	人権の侵犯を監視救済し、人権思想の普及高揚に努めるために、人権擁護委員法に基づいて市町村に置かれる委員で、市町村長の推薦によって法務大臣から委嘱されます。
人口の社会増	他地域からの転入、他地域への転出の差によって生じる、人口の増加のことです。
生活習慣病	高血圧、心筋梗塞など、不健康な生活習慣が大きな要因となって発症すると言われている疾病のことです。
生態系	生物の群集とそれに影響する無機的環境からなるシステムです。
絶滅危惧種	絶滅に瀕している動物・植物の種です。
相談支援事業所	障がいのある人からの相談を受け、障害者総合支援法のサービスの利用などの調整を行う事業所です。
Society5.0	狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を目指すもので、第5期科学技術基本計画において国が目指すべき未来社会の姿として提唱しているサーバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のことです。

た行

団塊の世代	第二次世界大戦直後の1947年から1949年に生まれた、第一次ベビーブームとも呼ばれる世代のことです。
男女共同参画	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。
地域ぐるみさわやかコミュニティ推進事業	中学校区ごとに学校や地域で活動する団体が協力し、コミュニティづくりと生活環境の整備を図る、本市の教育施策事業です。
地域福祉支援ネットワーク	生活上の課題や問題解決のため関係する様々な専門家や事業者、ボランティアなどとの連携を図り、総合的かつ包括的な連携を行う体制のことです。
地域包括ケア	公的福祉サービス事業所やボランティアなど様々な地域の福祉の担い手が連携しながら、支援が必要なすべての人を地域で包括的に支えていこうという概念です。
地域包括支援センター	高齢者への総合的な生活支援の窓口となる機関です。市町村又は市町村から委託された法人が運営し、高齢者本人や家族からの相談に対応し、介護、福祉、医療、虐待防止などの必要な支援が継続的に提供されるよう調整を行っています。
地区計画	建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体として、それぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画です。
地産地消	地域の農産物などを地域で消費すること。農産物直売所などの取り組みを通じて形成されてきた言葉で、地産地消は、消費拡大や農業従事者と地域住民との交流などに効果があると考えられます。
地方交付税	全国的に一定の行政水準を確保するために、国が地方自治体に交付する財政支出で、普通交付税と特別交付税があります。
DV	ドメスティックバイオレンスの略。配偶者からの暴力のことです。
出前講座	市民と行政とが手を取り合ってまちづくりを進めていくことを目的として、市民の学習機会を増やすとともに、市のさまざまなことがらについてより手軽に学ぶ機会を提供するもので、市民の皆さんが一覧か

	ら選んだ講座に合わせて、市民の皆さんが用意した会場に、印西市職員などを講師として派遣し、講義・説明などを行う講座のことです。
電子行政	情報通信技術を活用した行政事務の遂行のことです。
投資的経費	地方自治体の財政支出のうち、公共施設の建設など、将来の投資として行われる支出（費用）です。
特定保健指導	特定健診の結果から、一人一人の状態にあった生活習慣の改善に向けて行う指導のことです。
都市計画道路	都市計画法に基づき都市計画決定された道路です。都市の骨格を形成し、安全・安心な市民生活と機能的な都市活動を確保するために整備する都市交通における基幹的な都市施設です。
都市公園	良好な都市環境、都市の安全性向上、市民の活動・憩いの場、地域活性化のための公園です。面積や目的により4種類、12種別があります。
都市マスタープラン	平成4年の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。（都市計画マスタープランとも言います）。
土地改良事業	農用地の改良・保全のために行われる事業です。具体的にはかんがい排水施設の整備や農用地の造成、圃場整備といった建設事業や農用地の集団化を図る区画の整備など幅広い事業を含みます。

な行

長門川水道企業団	印西市の一部（長門川周辺の農村地帯）と栄町全域を計画給水区域として末端給水事業を実施している事業体です。
成田スカイアクセス	京成電鉄株式会社が運行する京成高砂駅と成田空港駅を結ぶ成田空港線の愛称。平成22年7月に開業しました。
二次救急医療	軽症者に対し休日や夜間の外来診療を行う初期救急医療機関で入院や手術が必要と判断された救急患者や重症患者に対応する医療を行うことを指します。
認定新規就農者	「青年等就農計画」申請を市町村に認定され、その計画に沿って農業を営む者。対象者は1.青年（原則18歳以上45歳未満）、2.特定の知識・技能を有する中高年齢者（65歳未満）、1,2の者が役員の過半数を占める法人です。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者、農地所有適格法人（旧農業生産法人）のことです。認定を受けると金融や税制面などでメリットがあります。
年少人口率	15歳未満人口が総人口に占める割合です。

は行

8050問題	長期化する引きこもりにより、50代の子と、80代の親との親子関係で発生する、収入や介護に関する問題のことです。
パブリックコメント	市の計画や条例を決める際に、その案や素案について、市民に公表し、意見などを案に取り入れることができるか検討するとともに、寄せられた意見などに対する市の考え方・検討結果を類型化して公表する一連の手続のことです。（市民意見公募手続）。
ハラスメント	相手に不快な感情を抱かせる行為のことです。セクシャル・ハラスメント（セクハラ）やパワー・ハラスメント（パワハラ）、モラル・ハラスメント（モラハラ）、マタニティ・ハラスメント（マタハラ）などさまざまなハラスメントが問題となっています。

バリアフリー	障がいのある人や高齢者が生活を営むうえで支障がないように商品を作ったり建物を設計したりすること、また、そのように作られたもののことです。
犯罪認知件数	警察などの捜査機関によって認知された犯罪の件数のことです。
付加価値の高い農業	農産物の生産のみならず、農村に由来する様々な地域資源を活用した6次産業化や農商工連携の推進による農産物の加工のほか、国産農産物などの輸出促進などを図ることにより、農村地域の雇用の確保や所得の向上を実現することです。
扶助費	地方自治体の財政支出のうち、生活保護費など、社会保障制度の一環として、現金・物品を問わず、対象者に対して支給される経費です。
普通交付税	地方交付税の主体となるもので、毎年度、各地方自治体において、基準財政需要額が基準財政収入額を上回る場合にその差額が国から交付されます。
文化財	人々の文化的活動の結果として生み出された文化的価値を有するものです。文化財保護法では文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」、「伝統的建造物群」と定義し、これらのうち国などから指定・選定・登録されたものが重点的に保護されています。

ま行

無線 LAN	無線通信を利用してデータの送受信を行う LAN システムのことです。LAN とはローカル・エリア・ネットワークの略語で、限られた範囲内のコンピュータや通信機器などを接続し、相互にデータ通信できるようにした構内ネットワークのことです。
--------	--

や行

谷津	台地が谷に入り込む独特の地形。本市周辺は縄文時代の浅い海が陸地化した時に細長い湿地が多く残り、谷津が多く形成されました。
有害鳥獣	農産物などに被害を及ぼしている鳥獣で、本市ではイノシシ、アライグマ、ハクビシン、タヌキやカラスなどが対象となっています。
要支援・要介護認定率	第1号被保険者に占める要支援・要介護認定者数割合のことです。

ら行

流域関連公共下水道	2つ以上の市町村の下水を処理するために、県が設置、管理する幹線管渠と処理場を流域下水道といい、その流域下水道に接続する市町村が設置・管理する公共下水道を流域関連公共下水道といいます。
-----------	---

市民憲章

印西市民憲章

わたくしたちの印西は、
ゆうゆうと流れる利根川、
水鳥飛び交う印旛沼、手賀沼に囲まれ、
緑豊かな田園と新旧の街並みが織り成す
調和のとれた美しいまちです。

わたくしたちは、先人の築いた歴史と伝統を受け継ぎながら、
輝かしい未来に向かって、
一人ひとりが主役となる元気なまちをつくるためにこの憲章を定めます。

- 1 美しいふるさとに誇りを持ち、環境にやさしいまちをつくります。
- 1 互いに助け合い、お年寄りや子どもを大切にし、安全で安心なまちをつくります。
- 1 とともに学び、教養を高め、文化の薫り高いまちをつくります。
- 1 スポーツに親しみ、健康で明るいまちをつくります。
- 1 働くことを喜びとし、進んで地域に参加する、活力のあるまちをつくります。

市の花 コスモス
写真等掲載予定

市の木 サクラ
写真等掲載予定

市の鳥 メジロ
写真等掲載予定

市の魚 ナマズ
写真等掲載予定